

滋賀県農業・水産業基本計画

平成 28 年（2016 年）3 月

滋 賀 県

目 次

I	計画策定の趣旨	1
1	策定の背景	1
2	計画の性格	1
3	計画期間	1
4	計画の進行管理・評価	1
II	現状と課題	3
1	農業	3
2	水産業	14
3	農村・漁村	15
4	現行プラン策定後に生じた新たな課題	16
III	本県農業・水産業の目指す姿	18
	目指す姿（総括）	18
1	産業振興の視点	19
2	地域づくりの視点	19
3	環境配慮の視点	19
IV	重点政策	20
◆	新たな課題への対応	20
	T P P への対応	21
◆	目指す姿を実現するための重点政策の施策体系	25
1	力強い農業・水産業の確立	26
	(1) 元気な担い手による魅力ある経営の展開	26
	(2) 戦略的な農畜水産物の生産振興	29
	(3) 農畜水産物の魅力発信と消費の拡大	34
	(4) 担い手と地域を支える良好な生産基盤の保全	36
2	誰もが暮らしやすい活力ある農村・漁村の振興	38
	(1) 多様な主体による農地等の維持保全	38
	(2) 農村・漁村の持つ地域資源の活用	41
3	琵琶湖をはじめとする環境に配慮した農業・水産業の展開	43
◆	3つの視点がつながる施策	45
V	他分野との連携施策の推進	46
VI	計画の推進	48
	参考資料	50

I 計画策定の趣旨

1 策定の背景

人口増加県であった本県においても、平成 26 年（2014 年）10 月 1 日現在の人口（推計値）は前年比較で 48 年ぶりの減少となっており、既に人口減少局面に入ったと推測されています。また、経済状況は、長期のデフレ状態からようやく回復基調になってきていますが、これまでのような右肩上がりの経済成長は望めない状況にあります。

こうした中で、県では農業・水産業の基本計画である「しがの農業・水産業新戦略プラン」を平成 23 年（2011 年）3 月に策定し、平成 27 年度を目標年次として、その達成に向けて取り組んできましたが、農業・水産業を取り巻く環境が大きく変化する中で課題も多く残っています。

一方、国においては、平成 25 年（2013 年）12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定（平成 26 年 6 月に改定）され、産業政策と地域政策を車の両輪として推進することにより、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げていくこととされたところです。こうした方向を踏まえながら、「食料の安定供給の確保」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」に関する施策などを柱とする新たな「食料・農業・農村基本計画^{*}」が平成 27 年 3 月に策定され、農政改革が進められています。

これらを踏まえて、今後の中期的な施策の展開方向を示す新たな農業・水産業の基本計画として、「滋賀県農業・水産業基本計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

2 計画の性格

「滋賀県基本構想^{*}」（平成 27 年 3 月策定）を上位計画とする農業・水産業部門の基本計画として位置づけ、県の農政の総合的な推進の指針としています。

3 計画期間

概ね 10 年後の本県農業・水産業の目指す姿を描くこととしますが、本県農業・水産業を取り巻く社会・経済情勢の変化や政策を進める上での不確実性等を考慮し、計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。

4 計画の進行管理・評価

計画では、具体的な数値目標を掲げ、その達成状況の把握や施策の評価

等を年度ごとに行い、進行状況の管理を行うとともに、その結果を公表します。

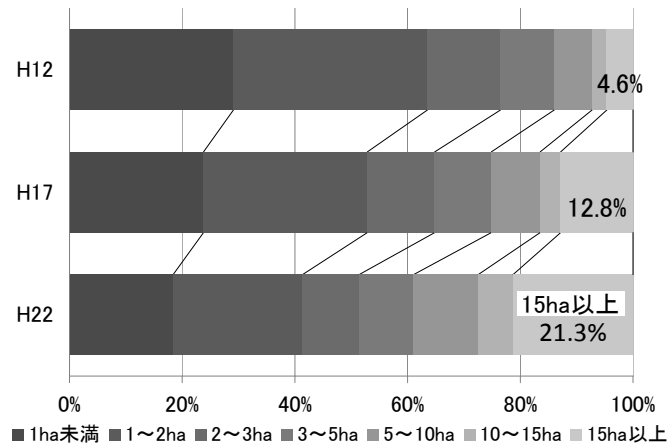
また、国の総合的なT P P 関連政策大綱（以下「政策大綱」という。）に基づき今後示される新たな政策や、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成 27 年法律第 75 号。以下「琵琶湖保全再生法」という。）に基づく基本方針をはじめ、本県農業・水産業を取り巻く社会や経済、技術の状況変化のほか、施策評価の結果や生産現場の声を踏まえて、施策の追加・見直しを行うとともに、必要な場合は計画の見直しを検討するなど、柔軟な対応を図ります。

Ⅱ 現状と課題

1 農業

(1) 担い手*

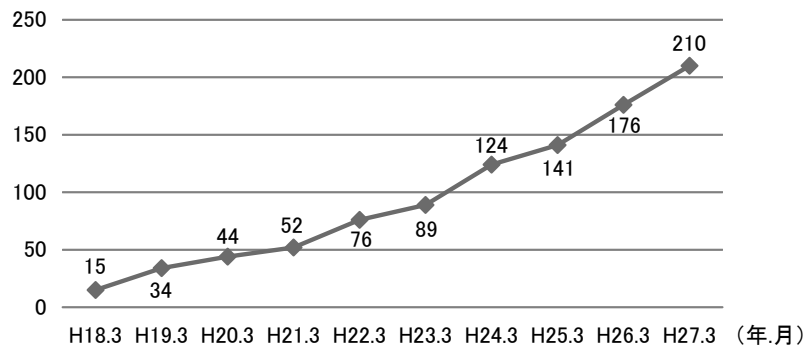
- 水田農業を支える担い手の経営面積は拡大し、15ha以上の経営体のシェアが21.3%（H22）と、平成12年からの10年間で16.7ポイント増加しています。



農業経営体規模別 農地面積集積割合（農林水産省「農林業センサス」）

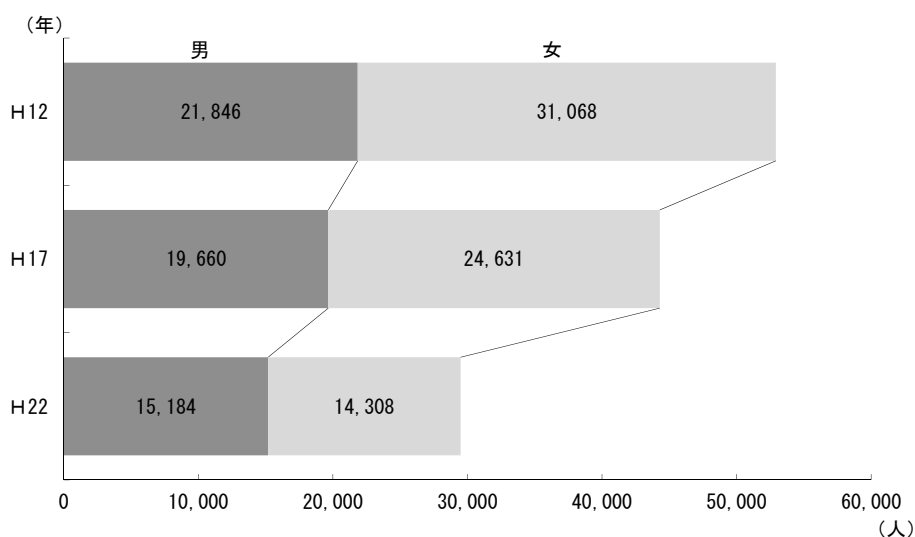
- 米価の低迷（特に平成26年産）が続き、収益性が低下してきています。
- 大規模個別経営*では、農地の分散により作業効率等が低下しています。また、土地持ち非農家の増加に伴い、集落での水路・農道等の維持管理体制の脆弱化により、その管理作業が経営の負担となってきました。
- 全国に先駆けて推進してきた集落営農*では法人化が進み、集落営農型法人数は210法人（H27.3）と、過去5年間で約3倍となっています。

（集落営農型法人数）



集落営農型法人数の推移（県農業経営課調べ）

- ・ 構成員の参画意識が希薄化し、今後の役員やオペレーターの人手不足が課題となっている集落営農組織^{*}が3～4割に上っています。（H25 県集落営農等実態調査）
- ・ 経営体質の強化では、生産に加え新たに6次産業化^{*}に取り組む意欲ある農業者が増えていますが、これらの取組が所得の向上につながるよう、取組への支援が求められています。
- ・ 新規就農者^{*}は法人等への就職者を中心に増加し、過去5年間では、毎年100名程度が新たに就農しています。大きく変化する経営環境にあつて、求められる人材が多様化しており、それらに対応できる新規就農者の育成・確保が必要です。
- ・ 農業就業人口のうち、女性は48.5%（H22）を占めていますが、農村社会では、組織の役員や経営主の大半を男性が占める状況にあります。

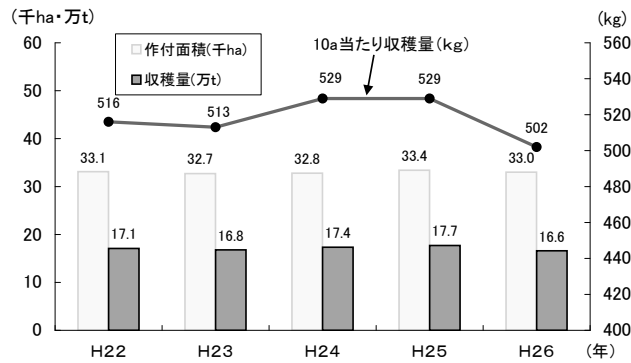


農業就業人口（販売農家）の推移（農林水産省「農林業センサス」）

(2) 農業生産

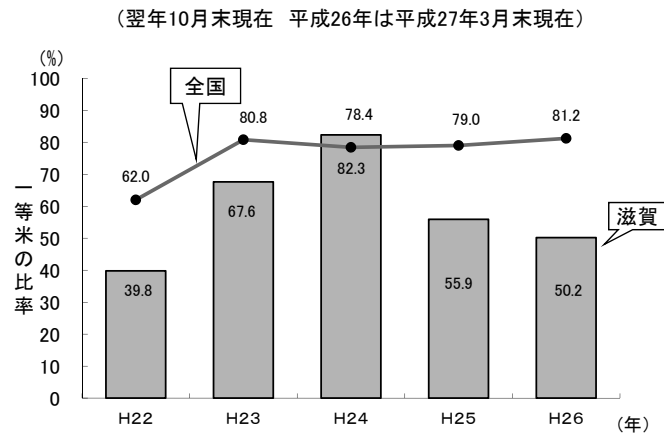
① 水稻・麦類・大豆など土地利用型作物

- ・ 主食用米の需要は、全国で毎年8万トンずつ減少すると見込まれる中で、平成30年産米から行政による米の生産数量目標の配分が廃止されることから、農業者および農業者団体自らが近江米の安定的な需要を確保するとともに、需要に応じた生産に取り組む体制づくりを進める必要があります。
- ・ 本県は、近畿圏では唯一、消費量より生産量の多い、いわゆる米移出県であるため、近江米の需要量を確保するためには、県内需要の確保（地産地消）に加えて、県外における安定的な需要の確保を図る必要があります。



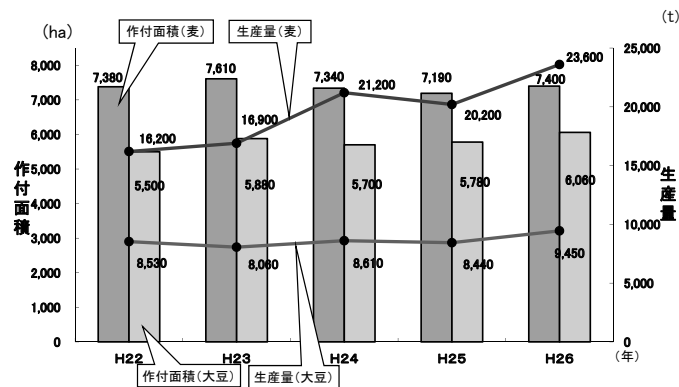
水稻の作付面積と収穫量（農林水産省「作物統計調査」）

- 主食用米の品質は、近年、高温などの異常気象により低迷しており、これに対応するため、技術改善を進めてきましたが、1等米比率は全国平均を下回る年が多く、更なる技術改善や品種転換が必要となっています。



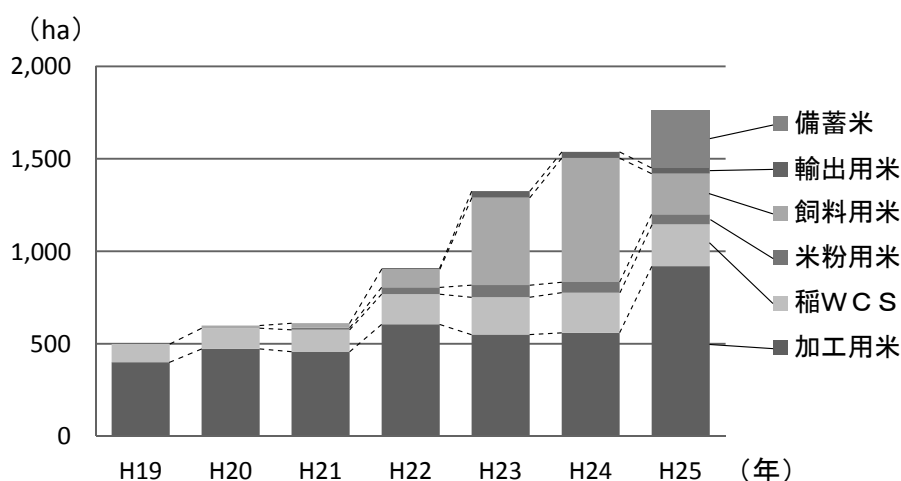
水稻の1等米比率（農林水産省「穀物検査成績」）

- 麦類は全国7位（うち小麦は全国4位（H26））、大豆は全国6位（H26）の作付が行われており、麦類・大豆ともに主産県となっています。



麦・大豆の生産状況（農林水産省「作物統計調査」）

- ・ 麦類・大豆は、地域ぐるみの土地利用調整により団地化（ブロックローテーション）が定着しており、その作付のほとんどが担い手に集積しています。（麦類：97.5%(H25)、大豆：93.6%(H25)）
- ・ 大豆は、遺伝子組換えでない国産大豆の需要が伸びており、価格が高騰していることから、作付拡大が求められています。
- ・ 収量・品質の安定化とともに生産コストの削減を図る大豆300A^{*}技術の取組は増加していますが、近年、単収（単位面積当たり収穫量）が伸び悩んでおり、その原因解明や収量性の高い新品種の導入が必要となっています。
- ・ 加工用米など非主食用米の作付面積は拡大しています。（H21：611ha → H25：1,764ha）特に飼料用米^{*}については、新たな「食料・農業・農村基本計画」において、生産目標の大幅な拡大が示されています。（H25:11万トン→H37:110万トン）



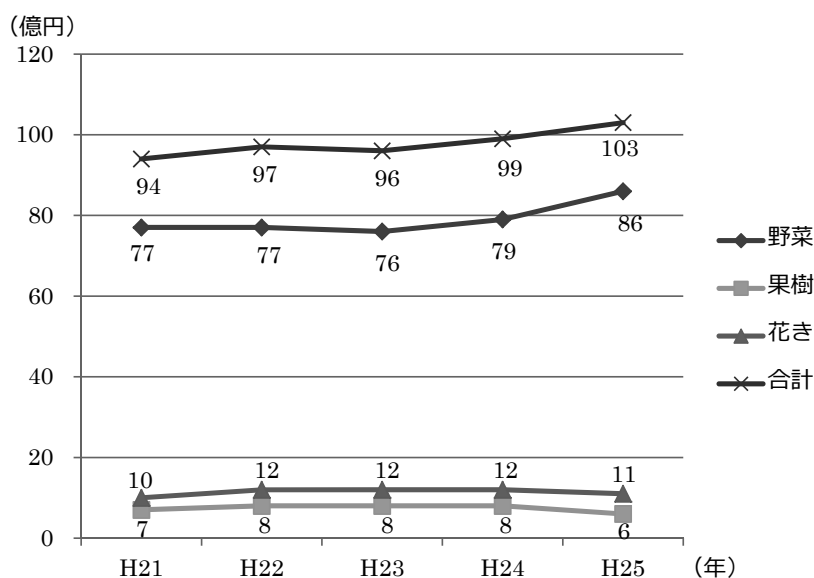
非主食用米の取組面積（県農業経営課調べ）

- ・ 主食用米の生産数量の減少に対応し、水田を有効活用するためには、本県においても飼料用米の作付に向けて、積極的な取組が必要ですが、麦や大豆の集団栽培を阻害しないよう、地域の実情に応じて推進する必要があります。
- ・ 飼料用米は販売単価が極めて安いことから、省力化、単収向上、収量性の高い品種の選定など生産コストの削減を進める必要があります。

②野菜・果樹・花き・茶

- ・ 水田率が92%と高く、土地利用型の水田作経営が中心であるため、野菜を水田農業における戦略作物^{*}と位置づけ、野菜等園芸品目との複合経営を推進しています。
- ・ 販売用野菜の作付面積は増加しているものの、依然として野菜、果樹、花きなど園芸作物の生産量が少ない状況にあることから、一層の生産拡大

が必要です。（H25年産出額の全国順位：野菜45位、花き44位、果樹47位）



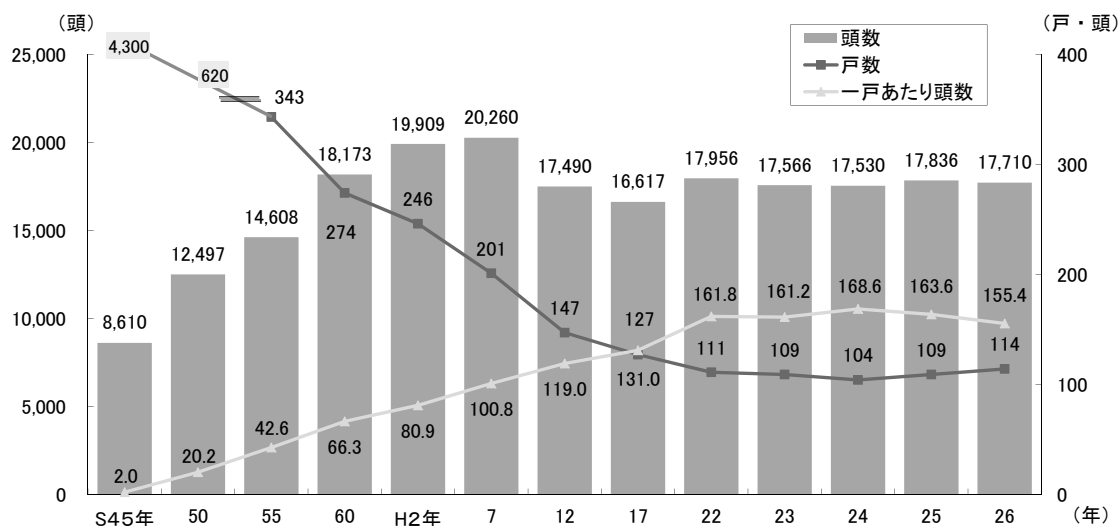
園芸作物の産出額の推移（農林水産省「農業産出額および生産農業所得」）

- ・ 水田における野菜等園芸品目の生産は、湿害を受けやすく、収量、品質が不安定であることに加え、労力がかかるため、生産が伸び悩んでおり、生産性向上技術の開発や低コストで省力化の図れる機械、施設の導入が必要です。
- ・ 園芸品目については、地域（農業協同組合単位）、品目ごとの部会組織で産地が形成され、産地規模が小さいため、大型化する実需者ニーズへの対応が必要となっています。
- ・ 消費者の農産物に対する鮮度要求や安全・安心志向が高まっており、農産物直売所は賑わっている一方で、直売所の増加に伴い、他店と差別化でき、集客力のある目玉商品の開発、年間を通じた品揃えの充実が必要となっています。
- ・ 県内を訪れる観光客は増加傾向にあり、県の観光振興指針においては、滋賀ならではの「食」や「特産品」の一体的な魅力発信による観光ブランドの向上を目指しています。
- ・ 茶価の低迷を経営面積の拡大で補ってきましたが、茶園が分散しているため、効率的な作業が困難であり、茶園の集約化による効率的な経営が必要です。
- ・ 茶農家の後継者不足により、荒廃茶園の増加が懸念されます。
- ・ 1人当たりの茶購入量の減少に伴い、リーフ茶の需要が減少し、荒茶価格が低迷していることから、新たな需要の開拓が必要です。

- ・ 県外において、近江の茶の知名度は低い現状にあるため、認知度の向上が求められています。

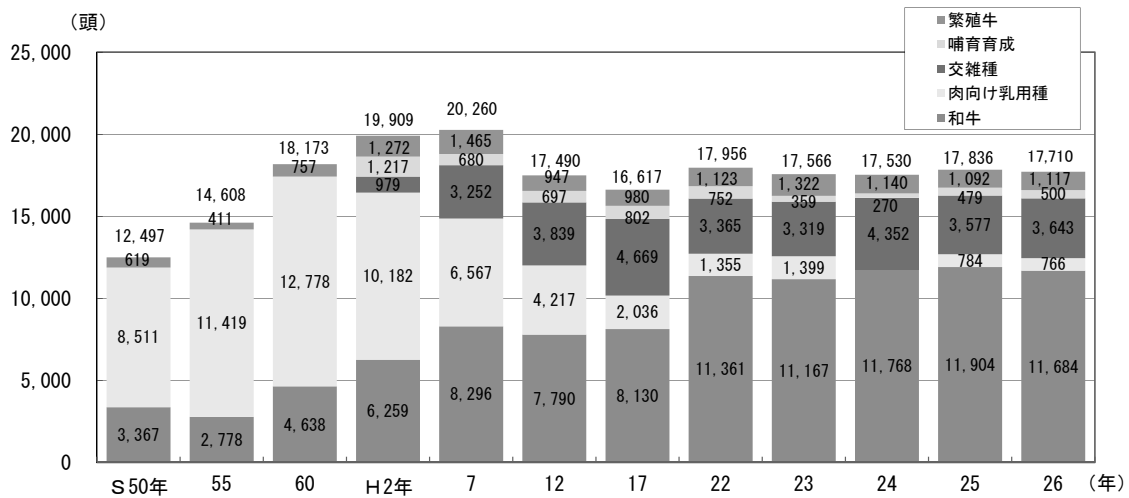
③畜産

- ・ 牛肉の産出額は 54 億円（H25）で、畜産全体の約 5 割を占めています。
- ・ 肉用牛農家戸数は近年横ばい傾向にありますが、1 戸当たりの飼養頭数は、北海道に次いで全国 2 位（H26）の規模となっています。
- ・ 肉用牛のうち約 7 割を近江牛である和牛が占めており、飼養頭数は近年横ばい状況にあります。
- ・ 平成 22 年の口蹄疫*の発生や平成 23 年の東日本大震災の影響とともに、繁殖農家の高齢化による全国的な繁殖雌牛の減少が、和牛子牛の頭数不足と価格の高騰を招き、繁殖用、肥育用ともに子牛の確保が難しくなっています。



肉用牛の飼育状況(県畜産課調べ)

- ・ 酪農の産出額は 26 億円と畜産全体の 23%を占めていますが、高齢化と後継者不足から農家戸数（H22：80 戸→H26：68 戸）、飼養頭数（H22：4,129 頭→H26：3,536 頭）ともに大幅に減少し、生乳生産量が減少（H22：24,191 トン→H26：22,775 トン）しています。



※昭和60年までの哺育育成牛は肉向け乳用種および和牛を含む。平成2年以降の哺育育成牛は和牛・乳用種を含む
 ※平成24年は調査方法変更により交雑種と肉向け乳用種の合計数値を記載。

肉用牛の飼育状況の内訳(県畜産課調べ)

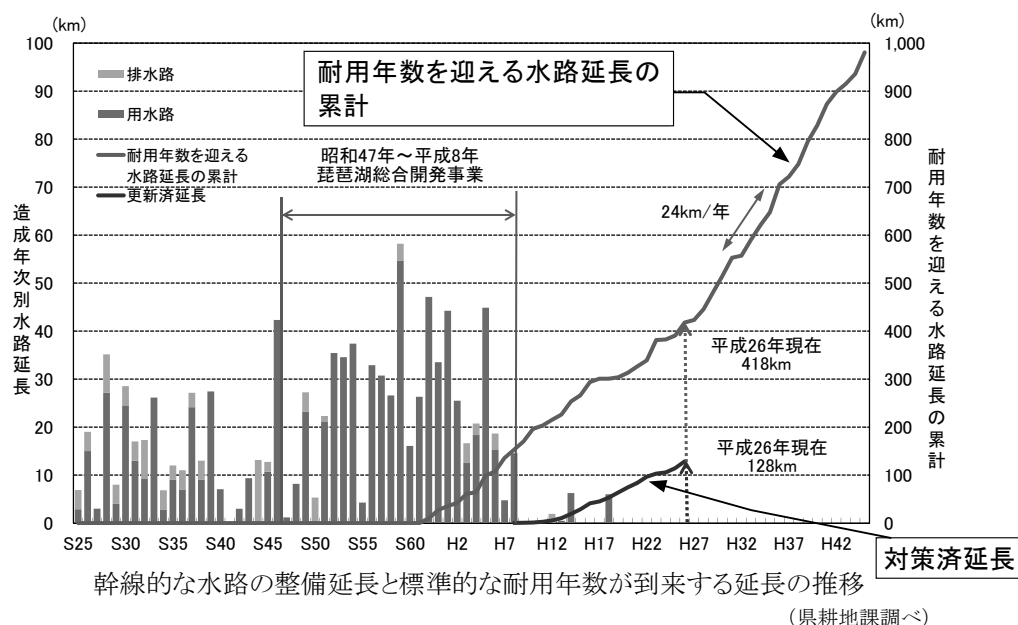
- 世界的な穀物需給や外国為替相場等により配合飼料価格が高水準で推移し、輸入飼料に依存する畜産経営の収益性が低下しています。加えて、輸入粗飼料※の価格も上昇しており、酪農経営や肉用牛経営を圧迫しています。
- 今後は、水田を活用した自給飼料※の生産・利用の一層の拡大を進めるとともに、近江牛の増頭のためには、繁殖・肥育一貫経営※の推進だけでなく、酪農経営の強化と乳用牛への受精卵移植技術※を活用した和牛子牛の県内確保に取り組む必要があります。併せて、他産地との差別化を図るため、近江牛のブランド力の強化が必要です。
- 養豚経営の産出額は6億円（H25）あり、一部ではプライベートブランド※として有利販売を展開しています。
- 養鶏は、鶏卵・鶏肉ともに県内販売を主体とする地産地消※の強みを生かした経営となっています。また、本県特産の「近江しゃも※」が生産・販売されています。
- 今後、養豚および養鶏経営においてはエコフィード※の一層の利用促進、飼料用米の利用等の地産地消の取組を進める必要があります。
- 飼料や生産資材の調達、畜産物の加工・流通・販売など多くの関係者で成り立っている畜産経営においては、生産者と地域の関係者との連携が必要となっています。
- 高病原性鳥インフルエンザ※や口蹄疫等の家畜伝染病※のリスクが世界的に高まっているため、飼養衛生管理水準※の向上による発生予防対策の徹底と発生時のまん延防止体制の整備等、危機管理体制の強化を図る必要

があります。

- ・ 家畜の快適性に配慮し、適正な環境で飼養することは、病気の発生を予防し、生産性の向上につながるため、我が国の実態に対応して公益社団法人畜産技術協会が定めたアニマルウェルフェア^{*}の指針の周知・普及を図る必要があります。
- ・ 生産段階における畜産物の安全性向上および家畜の疾病予防の観点だけでなく、販売先や輸出先への訴求力を高めるため、農場HACCP^{*}の普及・定着を推進する必要があります。
- ・ 酪農および肉用牛の飼養技術の高度化と大規模化に対応するため、経営規模に応じて、ロボット等の省力化機械の計画的な導入を進める必要があります。
- ・ より精密な管理が求められる繁殖管理に、ICT^{*}を活用した高度な飼養管理システムを開発し、導入する必要があります。

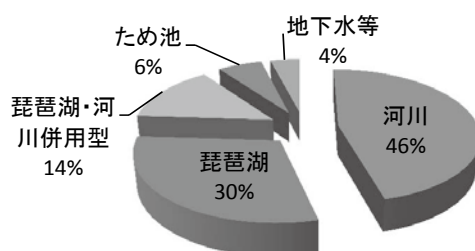
(3) 生産基盤

- ・ 本県では、基幹水利施設^{*}として農業用ダムや揚排水機場などが125箇所、末端の水利施設を含めた農業用の用排水路は、総延長で約13,000kmが整備され、水田農業を支えています。
- ・ 施設の多くは、整備後30年以上が経過するなど、老朽化が進行し、揚水機の緊急停止や漏水事故などの突発的な事故が多発しています。



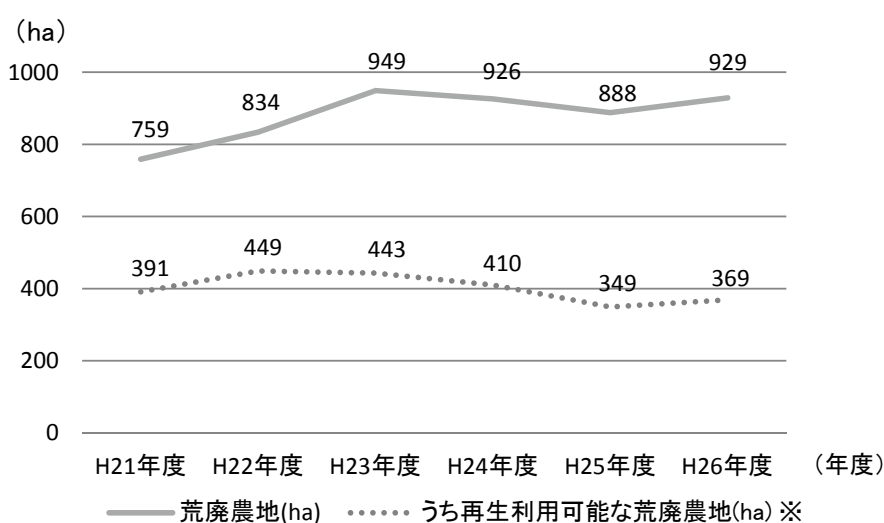
- ・ 本県では琵琶湖を水源とする施設が多く、送水管が道路下等にも埋設されており、漏水事故などが発生すれば、農業生産だけでなく、地域住民の生活にも影響を及ぼすことが懸念されることから、効率的かつ計画的な保

全更新対策の推進が求められています。



主要水源別農地面積の内訳（県耕地課調べ）

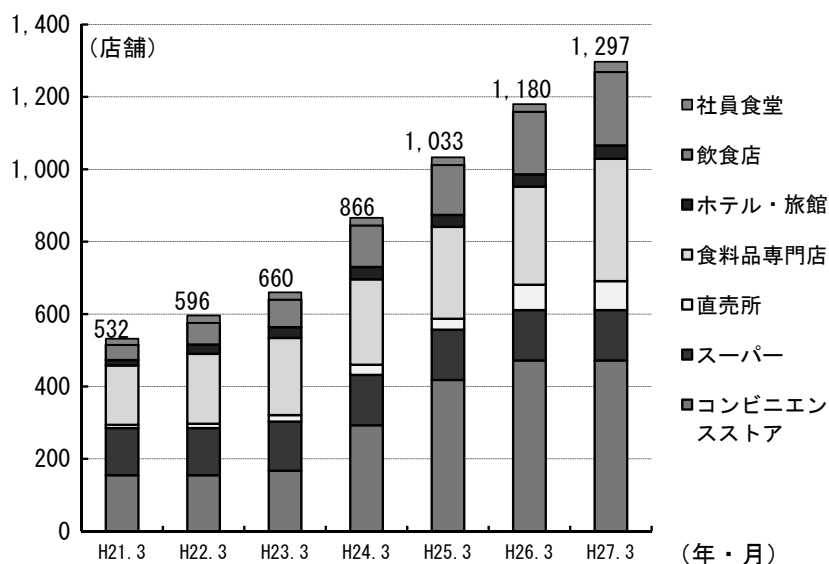
- ・ 担い手に農地を集積するため、区画拡大や暗きょ排水の整備、末端の用排水路の補修等、地域の実情に応じた生産基盤の保全・整備が必要です。
- ・ 基幹的な農業水利施設は、主に土地改良区※によって適切に管理され、安定的に農業用水を供給していますが、農業者の減少、高齢化、混住化※が進行し、施設の維持管理体制が脆弱化してきています。
- ・ 米価の低迷や土地持ち非農家の増加、電気料金の値上げなどの社会情勢の変化等により土地改良区の運営はひっ迫し、農家負担の増高が懸念されることから、合理的な水利用等による省エネ・省力型の施設管理を行うことが求められています。
- ・ 農地の集積・集約化や作付体系の変化等、多様化する水田農業に対応する施設管理が求められています。
- ・ 本県の耕作放棄地（荒廃農地）は、中山間の条件不利地を中心に発生していますが、担い手不足や獣害などからその解消は進んでおらず、更なる発生が懸念されることから、耕作放棄地の解消と発生防止が必要です。



荒廃農地面積（農用地区域内）の推移（農林水産省「荒廃農地の発生・解消に関する調査」）

(4) 消費・流通

- 「おいしが うれしが」キャンペーン※の登録店舗数が年々増加するなど地産地消の取組が進んでいます。

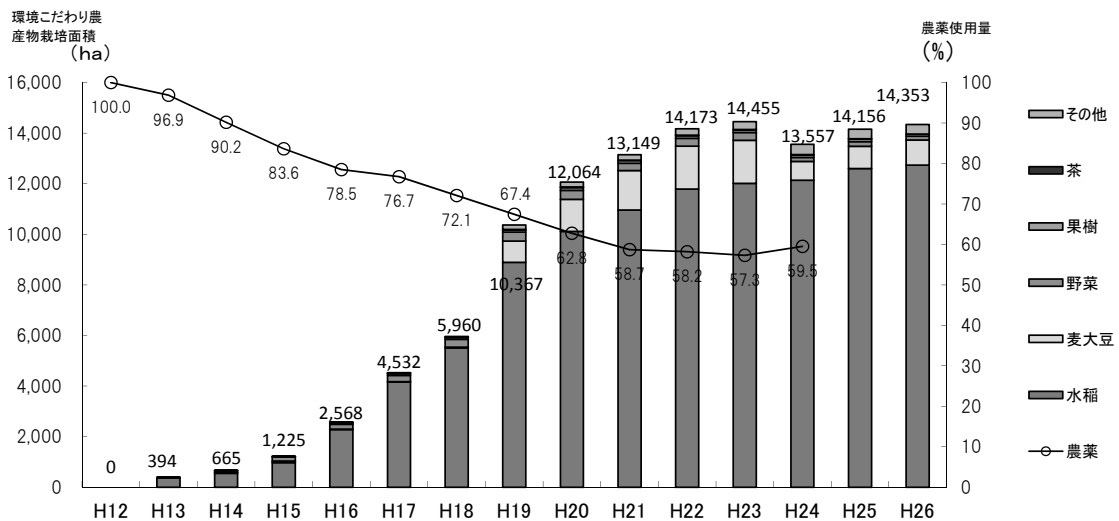


「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数の推移 (県食のブランド推進課調べ)

- 近江米、近江牛、近江の茶および湖魚を県産農畜水産物の主要品目として県外に発信し、ブランド化を推進していますが、近江米は近畿圏以外で、近江の茶や湖魚は県外で、認知度が低い状況にあります。
- 県内における環境こだわり農産物※の認知度は向上 (H22: 36.1%→H26: 43.5%) しつつありますが、認知度の更なる向上と需要の拡大が必要です。
- 「秋の詩※」などの県育成品種の作付割合は横ばい状況 (H21: 15%→H26: 16%) にあり、「みずかがみ※」などの県育成品種の作付拡大が必要です。
- 県内卸売市場の県産野菜の入荷率は、生産量が伸びないこともあり、低迷 (H19: 24.9%→H24: 26.1%) しています。
- 近江牛等県産食肉の生産流通拠点である滋賀食肉センター※は、と畜頭数の伸び悩み等により厳しい経営状況が続いています。また、施設・設備について大規模な更新が必要な時期を迎えています。
- ニゴロブナなどの湖魚については、これまでの不漁や魚食離れも相まって市場が縮小し、需要が伸び悩んでいることから、水産物の流通・消費拡大が必要となっています。
- GAP※ (農業生産工程管理) の取組組織数は増加 (H21: 51 組織→H26: 126 組織) しています。
- 滋賀食肉センターでは、衛生管理にHACCP※方式を取り入れ、安全で安心な食肉を消費者に安定供給しています。

(5) 環境保全

- 平成 26 年度（2014 年度）の化学合成農薬の使用量は平成 12 年度（2000 年度）の約 6 割に減少しましたが、近年は横ばいで推移しています。
- 魚のゆりかご水田*など「豊かな生きものを育む水田*」の取組面積は増加（H21：111ha→H26：221ha）しています。
- 環境こだわり農産物の栽培面積は、近年伸び悩みの状況にあり、取組を更に拡大する必要があります。（環境こだわり米の作付面積割合 H21：33%→H26：41%）



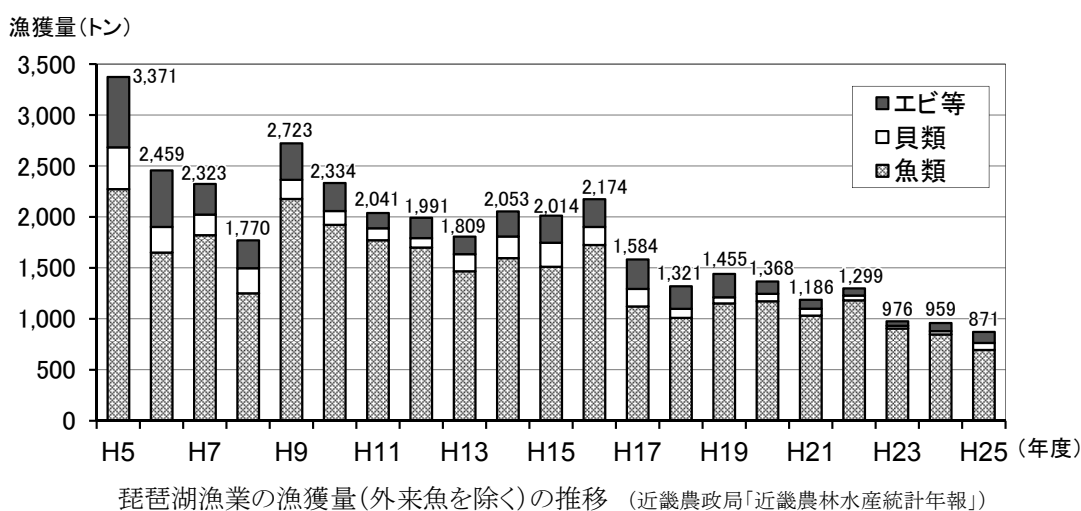
環境こだわり農産物栽培面積と化学合成農薬使用量の推移（県食のブランド推進課・農業経営課調べ）
 （環境こだわり農産物栽培面積は生産計画認定面積。化学合成農薬使用量は、県内への農耕地用農薬出荷量（成分換算）で、前後 1 年を含む 3 か年の平均（平成 12 年度を 100%とした割合で表示。））

- 環境こだわり農業*や流域単位での農業排水対策に取り組んでいるものの、代かき・田植期の河川の透視度*は近年横ばい状況にあり、引き続き対策を講じる必要があります。（流域単位での農業排水対策取組面積 H21：14,978ha→H26：16,159ha）
- 耕畜連携*による家畜ふん堆肥の利用率は、平成 27 年度目標 80%に対して平成 26 年度で 67%となっているため、環境こだわり農業をより一層推進する中で、積極的に活用することが必要です。
- 飼料自給率を向上させることで、飼料輸送に伴う化石燃料の節減に寄与できるため、消費者理解の醸成のもとで、飼料用米や稲WCS*（稲発酵粗飼料）の利用を促進することが必要です。
- 近江牛の貴重な飼料である稲わらの県内自給率は約 7 割であり、地域産資源の一層の活用が必要となっています。
- 外来魚*の生息量は駆除により減少（H20：1,400 トン→H25：916 トン）していますが、在来魚の回復のためには、更なる駆除が必要です。

- ・ 低炭素社会^{*}の実現に向け、水田からのメタン発生を抑制する営農の拡大など温室効果ガス^{*}の排出削減の取組が引き続き必要です。

2 水産業

- ・ ニゴロブナの漁獲量は平成 22 年には 24 トンに減少したものの、平成 25 年には 39 トンまで増加し、ホンモロコは平成 20 年の 10 トンから平成 25 年には 16 トンまで増加するなど、一部の魚種では増加の兆しが見られます。しかし、漁獲量の 4 割を占めるアユなどが減少しているため、琵琶湖漁業全体の漁獲量は減少傾向（H20：1,368 トン→H25：871 トン）にあります。

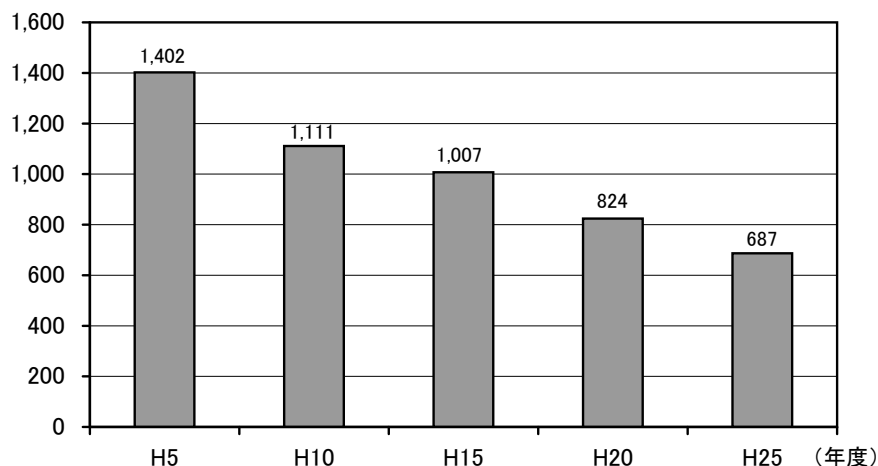


- ・ 在来魚介類^{*}の資源が著しく減少しているため、種苗放流^{*}によって資源を補うことが必要となっています。
- ・ 減少した在来魚介類の産卵繁殖場を回復させるため、湖辺のヨシ帯や湖底の砂地の造成を進めてきましたが、更なる造成や再生産の助長が必要となっています。（砂地造成^{*}H21：13.5ha→H26：51.0ha）
- ・ とりわけ琵琶湖南湖では、水草の異常繁茂が原因で湖底の泥化や貧酸素化が進み、セタシジミやホンモロコ稚魚の生息環境が悪化しているため、水草の繁茂抑制や湖底環境の改善が必要となっています。
- ・ 外来魚については、漁業者が行う刺網^{*}や小型定置網などによる駆除に加え、電気ショッカーボート^{*}などを用いた効率的な駆除に取り組んだ結果、生息量は減少傾向にあります。在来魚の回復のためには、更なる駆除が必要となっています。
- ・ カワウについては、エアライフル^{*}などの銃器による個体数調整に取り組んだ結果、春の生息数は減少傾向（H20：37,865羽→H26：8,429羽）にあります。漁業被害の低減のためには、更なる駆除が必要となっていま

す。

- ・ 在来魚介類の資源回復を促進するため、親魚を獲り残すことで再生産を確保する資源管理型漁業^{*}の推進が必要となっています。
- ・ 琵琶湖漁業の就業者は減少（H20：824人→H25：687人）しており、新規就業者^{*}の確保が必要となっています。

漁業就業者数(人)



漁業就業者数の推移（近畿農政局「漁業センサス結果報告書」）

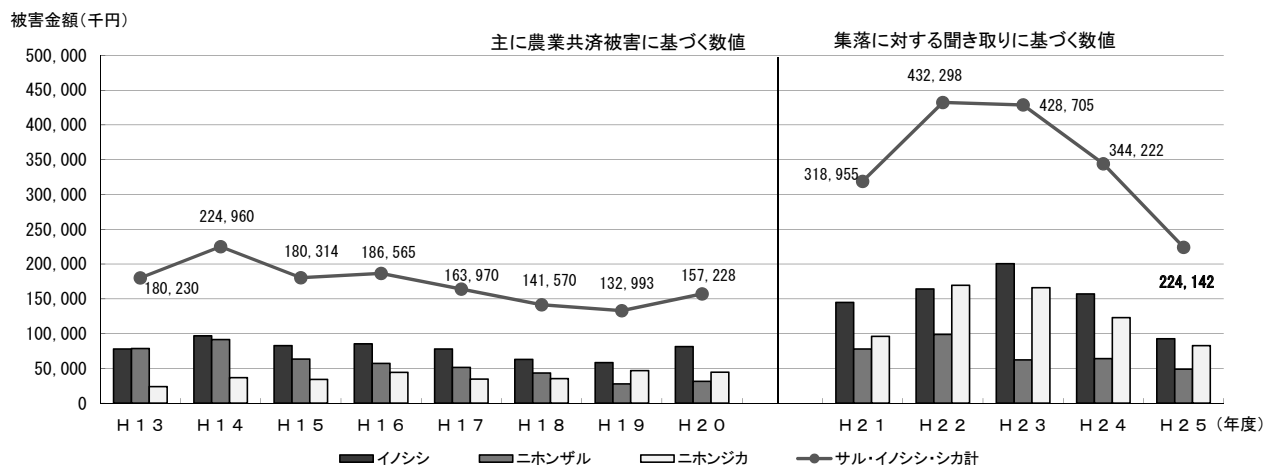
- ・ 河川等の内水面漁業では、遊漁者^{*}の減少や漁場環境の悪化などにより、漁業協同組合の経営が悪化していることから、遊漁者を増やすことが求められています。
- ・ 本県ならではのピワマスや淡水真珠などの需要が高まりつつあるため、これら魚介類の養殖の振興が必要となっています。

3 農村・漁村

- ・ 農家数の減少や農業従事者の高齢化、土地持ち非農家の増加に伴い、水路や農道を維持管理する共同活動や集落行事への参加率が低下するなど、農業への関心が薄れ、農村の集落機能が低下してきています。
- ・ 集落機能の高さを示す指標の一つである「集落内の寄り合い回数」は、年間平均 17.8 回と全国で最も多い状況にあります。
- ・ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策^{*}は、県、市町、県土地改良事業団体連合会などで構成する地域協議会が中心的な役割を担い、事業推進を図ってきた結果、農振農用地^{*}全体の 3 分の 2 で取り組まれ、全国第 3 位の取組率となっています。
- ・ 中山間地域^{*}など生産条件の不利な地域では、過疎化や高齢化の進行により、農業生産活動の継続だけでなく、集落共同活動をいかに維持してい

くかが課題となっています。

- ・ 野生獣による農作物の被害額は、減少しているものの依然高い水準（H24：347百万円→H25：227百万円）にあり、獣害対策に取り組む集落を拡大することが必要です。



主な野生獣による農作物被害金額の推移（県農業経営課調べ）

- ・ 都市と農村との交流による農業体験者数は、体験活動のメニューの充実や県の情報発信などにより年々増加傾向にありますが、農村地域では人口減少や高齢化が先行して進んでいることから、受入れ体制の整備が必要です。
- ・ 近年、大規模地震や集中豪雨による被害が頻発していることから、決壊すると重大な被害を及ぼす恐れのあるため池については、防災・減災対策の推進が必要です。
- ・ 県内には、13箇所の耐震化の必要な農道橋があり、防災・減災対策が求められています。

4 現行プラン策定後に生じた新たな課題

(1) 農政改革の進展

- ・ 「強い農林水産業」とともに「美しく活力ある農山漁村」を創り上げ、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指して、国において「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定され、この方向に沿って農政改革が進められています。
- ・ 国の農政改革に伴い、次のような新たな課題への対応が必要となっています。
 - 農地中間管理機構※等の活用による担い手への農地の集積・集約化
 - 米の直接支払交付金の廃止（平成30年産から）
 - 米政策の見直しに伴う需要に応じた作付（平成30年産から行政によ

る米の生産数量目標の配分廃止)

(2) TPP等への対応

- ・ 平成28年2月4日にTPP協定交渉参加12箇国は、協定文に署名を行い、最終合意に至りました。
- ・ 合意内容では、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物といった重要5品目を中心に、関税撤廃の例外、国家貿易制度の維持、セーフガードや関税削減期間の長期化等の措置が確保されている一方で、生産者等への影響が懸念されるところです。
- ・ 今後、本県農業・水産業への影響を見極めつつ、政策大綱に基づき実施される国内対策への対応等が必要となっています。
- ・ 平成27年1月の日豪EPA（経済連携協定）の発効に伴い、牛肉、豚肉等畜産物の関税が段階的に引き下げられることとなっています。

(3) 琵琶湖保全再生法施行への対応

- ・ 平成27年9月に琵琶湖保全再生法が施行されました。
- ・ 琵琶湖保全再生法では、琵琶湖保全再生施策に関する計画を定めることができるとされており、実効性のある計画策定が必要となっています。
- ・ 琵琶湖保全再生法に基づき、琵琶湖の保全・再生を図るために、南湖の水草の抜本的な除去対策、外来動植物による被害防止のための適確な防除、水産資源の回復、農業水利施設の適切な保全対策などを重点的に推進していく必要があります。

(4) 人口減少への対応・地方創生への取組

- ・ 平成26年10月1日現在の人口（推計値）の前年比較から、本県においても人口減少局面に入ったと推測されています。
- ・ 人口減少が先行している農村・漁村地域において、本格的な人口減少に対応した地方創生への取組が必要となっています。

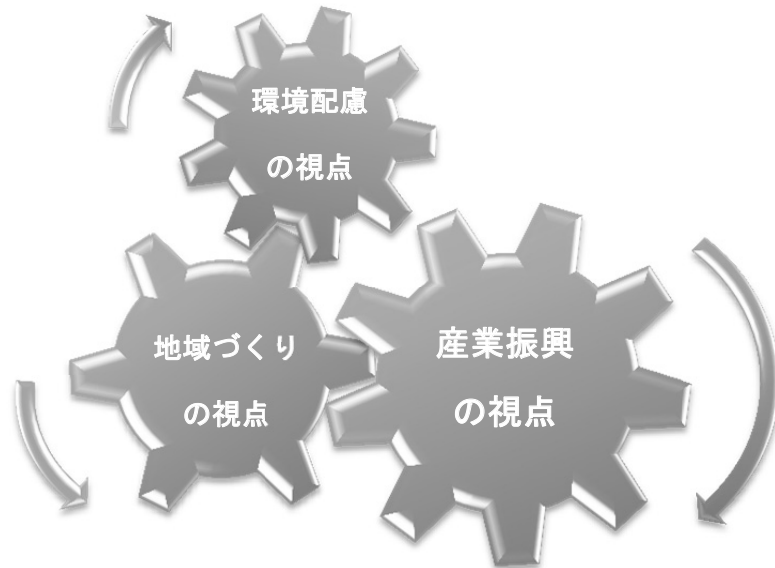
Ⅲ 本県農業・水産業の目指す姿

目指す姿（総括）

琵琶湖をはじめとする環境との調和を図りながら、需要に即した安全・安心な農畜水産物を安定的に生産・供給できる、産業として競争力のある農業・水産業が確立されています。

また、農村・漁村が有する農地等の地域資源が適切に保全され、多面的機能*が維持・発揮されるとともに、多様な人の参画のもとで魅力と活力のある地域づくりが進められています。

こうしたことを通じて、県土の保全や先人が守り育ててきた琵琶湖をはじめとする美しい自然、近江の文化・風土の継承につながっています。さらに、環境こだわり農業に代表されるように、人々の営みと琵琶湖など環境との調和を目指した取組の積み重ねを通じて、県内で生産される農畜水産物の価値が理解され、県内外からの評価が高まっています。



本県農業・水産業の概ね10年後（平成37年度）の目指す姿を、産業振興、地域づくり、環境配慮の3つの視点から詳しく描きます。

これら3つの視点は、農業者、漁業者をはじめ、県民全体が原動力となり、歯車のようにかみ合いながら進む姿を目指します。

1 産業振興の視点

(人づくり)

- ・ 女性や若者をはじめ、農業・水産業を営む意欲あふれる多様な人材が確保され、地域との連携・協力のもとで、担い手による力強い持続的な経営が展開されています。また、小規模・副業経営など多様な農業者や漁業者が生産活動を行っています。

(ものづくり)

- ・ 県内農地の大半を占める水田が最大限に活用され、水稲と麦・大豆、野菜等を組み合わせた生産性の高い水田農業が確立されています。また、市場や消費者の需要に即して、より安全で安心な農畜水産物がコストの削減を図りながら、安定的に生産・供給されています。
- ・ 近江米、近江牛、近江の茶、湖魚のほか、近江の野菜などの魅力が広く県外に、さらに海外へ発信され、ブランド力が高まっています。県内では、生産者と消費者の結びつきが強まり、地産地消の取組が広がっています。

(場づくり*)

- ・ 地域における話し合いにより、耕作者や土地持ち非農家等の相互理解のもとで、農業水利施設などの生産基盤が良好な状態で維持・保全されています。また、琵琶湖における漁場や産卵繁殖場が適切に保全されています。

2 地域づくりの視点

- ・ 耕作者だけでなく、土地持ち非農家や地域住民など多様な主体が地域の実情に応じた将来像を話し合い、役割分担しながら農地等の地域資源の保全に取り組んでいます。
- ・ 福祉や教育、観光などの他分野との連携のもとで、「食」や「農」を通じたさまざまな交流活動が展開されるとともに、農村・漁村の持つ豊かな地域資源を活用して新たな価値が生み出されています。

3 環境配慮の視点

- ・ 環境こだわり農業が定着し、環境に配慮した生産活動や生物多様性*を守るための活動が広く行われています。琵琶湖や内湖*においては、水草や外来魚対策等が進み、豊かな水産資源が保全されています。

IV 重点政策

新たな課題への対応

農地中間管理事業の実施や経営所得安定対策の見直し、米政策改革の実施など農政改革の進展をはじめ、T P P 対策、琵琶湖保全再生法の施行、人口減少・地方創生など新たな課題への対応が求められています。

このため、産業振興、地域づくり、環境配慮の3つの視点から、特にこれらの課題に対応していくため、以下の取組ならびに「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」（平成27年10月策定）および今後策定予定の「琵琶湖保全再生計画」に基づく取組を推進します。

○産業振興の視点

本県の農畜水産物には、長年培われた特別な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在しています。そこで、地理的表示保護制度（G I）※を積極的に活用することにより、ブランド力を強化し、県産農畜水産物の魅力発信と消費拡大を図るとともに、海外への輸出拡大を促進します。

また、6次産業化、農商工連携※、観光事業者との連携など経営の多角化を図り、担い手の経営体質の強化を進めます。そのためには、求められる人材も多様化しており、これらに対応できる新規就業者の確保・育成を図ります。

本県の基幹作物である米については、集荷業者等と卸売業者や実需者との収穫前契約※の促進および契約に基づく生産者からの買取集荷※を促進します。近江牛については、子牛の哺育・育成や繁殖雌牛の管理を一元的に担う生産拠点施設（キャトル・ブリーディング・ステーション）の整備を進めます。

さらに、水田農業の担い手の経営が持続的に発展していくために、「地域農業戦略指針※」（平成27年3月策定）に基づき、集落自らが将来の農業・農村の目指す姿を描き、その実現のための話し合いを関係機関・団体と一体的に進めるとともに、集落リーダーの育成、専門家の派遣、普及事業※等により集落の実践を支援します。

○地域づくりの視点・環境配慮の視点

農業水利システムと魚のゆりかご水田等が織りなす琵琶湖と共生する滋賀の環境こだわり農業などについて、県独自の農業システムとして「世界農業遺産※」の認定を目指した取組を促進します。

また、琵琶湖保全再生法の施行に伴い、琵琶湖漁業の振興や環境こだわり農業の推進など、農業・水産業振興施策を通じて、琵琶湖の保全および再生に貢献できるよう積極的に取り組みます。

《 T P P への対応 》

新たな課題の中で、とりわけ、T P P 協定については、本県農業・水産業に大きい影響を及ぼすことが懸念されており、生産者には将来に対する不安が広がっています。

このため、こうした懸念や不安を払拭し、生産者が将来展望を持って持続可能な農業・水産業を展開できるよう、国の政策大綱に係る施策等も活用しながら、農業・水産業の体質強化のための対策や生産者が将来にわたって経営に取り組むため、以下の対策を進めます。

1 農業・水産業の体質強化のための対策

(1) 農業・水産業全般に係る対策

① 農畜水産物の輸出促進

- ・ 「滋賀県農畜水産物輸出戦略」（以下「輸出戦略」という。）に基づく、海外に向けた情報発信と輸出拡大の促進
- ・ 貿易関連情報の発信と相談体制の充実強化、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）の国内事務所誘致についての関係者との協議
- ・ 県産農畜水産物のブランド力の強化のための地理的表示保護制度の活用促進
- ・ 県産食材の認知度向上と販路開拓のための海外での P R や商談機会の充実

② 「食と観光」推進の視点からのインバウンド等への対応

- ・ 「琵琶湖八珍^{*}
- 」や近江牛をはじめとする農畜水産物を観光資源として活用するための商工・観光事業者等との連携による、国内はもとより海外からの観光客や消費者への P R の展開
- ・ 観光交流拠点を確保するため地域が行う空き家や廃校の補修などの取組の推進や、講座の開催など農家民宿開業に向けた取組への支援
- ・ 各地域における農畜水産物・食品や食文化（歴史・食べ方等）に焦点を当てた周遊ルート整備の検討
- ・ 「食と農の景勝地（仮称）」制度^{*}の活用検討

③ 消費者との連携強化

- ・ 県内をはじめ、京阪神の消費者に対する環境こだわり農産物の理解促進と消費拡大に向けた P R の推進
- ・ 県産農畜水産物の学校給食への利用促進
- ・ G A P を未実施の産地への取組推進とより高度な取組への誘導
- ・ 農場 H A C C P の普及による生産段階における畜産物の安全性向上
- ・ 滋賀食肉センターでの H A C C P 方式に基づく畜産物の安全性向上

(2) 農業分野に係る対策

①競争力のある担い手の確保・育成

- ・ 経営体質の強化に向けた複合化や6次産業化、法人化、集落営農型法人[※]の広域化などへの支援の充実、農地の集積の促進
- ・ 就農希望者に対する支援や農業法人[※]等へのインターンシップ[※]の推進
- ・ 農業大学校における専門技術や経営の学習の充実
- ・ 農地中間管理機構の活用による、企業を含めた新規参入者[※]に対する農地の貸付けの推進
- ・ 農業・農村で活躍する意欲的な女性の育成
- ・ 老朽化が進行する農業水利施設の効率的かつ計画的な保全更新対策の推進
- ・ 米の生産コストの大幅削減に資する水田の大区画化や、高収益作物導入のための地下水位制御システム等による水田の汎用化など将来の営農を見据えた基盤整備の促進
- ・ 普及事業・試験研究による技術・経営革新に対する総合的な支援

②農産物の収益性向上

- ・ マーケットインの視点に立った需要に応じた米づくりの推進
- ・ 高品質な米づくりの推進による、「みずかがみ」や「コシヒカリ」など本県の主力品種の特A（一般財団法人日本穀物検定協会の食味ランキング[※]）の取得
- ・ 「魚のゆりかご水田米」など付加価値の高い米づくりの推進
- ・ 米の生産コスト削減技術や新品種の導入など、生産の効率化の一層の推進
- ・ 麦の省力化・収量向上技術の指導推進と播種前契約[※]による需要に応じた安定生産の推進
- ・ 麦のパン・中華めんなど新たな需要への対応と品質や収量性に優れた新品種の選定・導入に対する支援
- ・ 加工業務用野菜の生産対策の拡充
- ・ 野菜の生産性の向上を目指した栽培技術の開発や低コストで省力化に資する機械・施設の導入の促進
- ・ 伝統野菜[※]等地域特産物の産地育成や周年生産出荷システムの整備、観光農園設置の推進などによる農産物直売所への誘客促進
- ・ 水田の畑地化や高収益作物の導入による本格的な園芸産地育成の検討

(3) 畜産分野に係る対策

- ・ 繁殖・肥育一貫経営の推進と近江牛の子牛の哺育・育成や繁殖雌牛の管理を一元的に担う生産拠点施設の整備による繁殖素牛および肥育素牛の県

内確保と近江牛の出荷頭数の拡大

- ・ 畜産農家と地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型畜産を実現するための体制である畜産クラスター※を活用した畜産の収益性向上の取組の推進
- ・ 近江牛の販売戦略に基づくブランド力強化と販路拡大の推進
- ・ 牛群検定※を積極的に活用した乳用牛の生産性向上や、酪農における搾乳や哺乳などへのロボット技術の活用に対する支援
- ・ 性判別技術や受精卵移植技術の活用による計画的な乳用後継牛の確保と和牛子牛生産の拡大
- ・ 畜産農家による自給飼料の生産・利用および飼料用米や稲WCSの生産、流通・保管、利用の拡大による耕畜連携の促進
- ・ 規格外農産物など地域産穀物の飼料化をはじめ、エコフィードの利用促進による飼料にこだわった畜産物づくりの推進
- ・ 飼養衛生管理水準の向上による家畜伝染病の発生予防と危機管理体制の強化
- ・ 関係事業者とのマッチングによる資源循環型養豚※の推進
- ・ 家畜の快適性に配慮した飼養管理による生産性の向上

(4) 水産分野に係る対策

- ・ 新たな漁業就業者の確保に向けた、必要な技術や知識の習得機会を提供するための実地研修などの実施
- ・ 琵琶湖産魚介類の流通を拡大させるための生産者が行う消費促進活動に対する支援
- ・ ビワマスや琵琶湖産アユ、淡水真珠など、本県ならではの養殖業の振興
- ・ 水産加工業者に対する国内向け水産物加工施設整備の支援
- ・ HACCP認定に向けた水産物加工施設の整備など水産物の輸出促進に対する支援
- ・ 少量で流通にのらない魚介類などの有効活用を図るための、漁業者が消費者や飲食店等に直接販売できるICTの活用に対する支援

2 生産者が将来にわたって経営に取り組むための対策

- ・ 「地域農業戦略指針」に基づく
集落リーダーの育成、普及事業等による集落の実践支援
担い手確保が困難な地域で農業を継続する仕組みづくり
水路や農道等を維持管理する共同活動が低迷している集落への働きかけの強化
- ・ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に係る活動組織の広域化の推進や技術的な支援

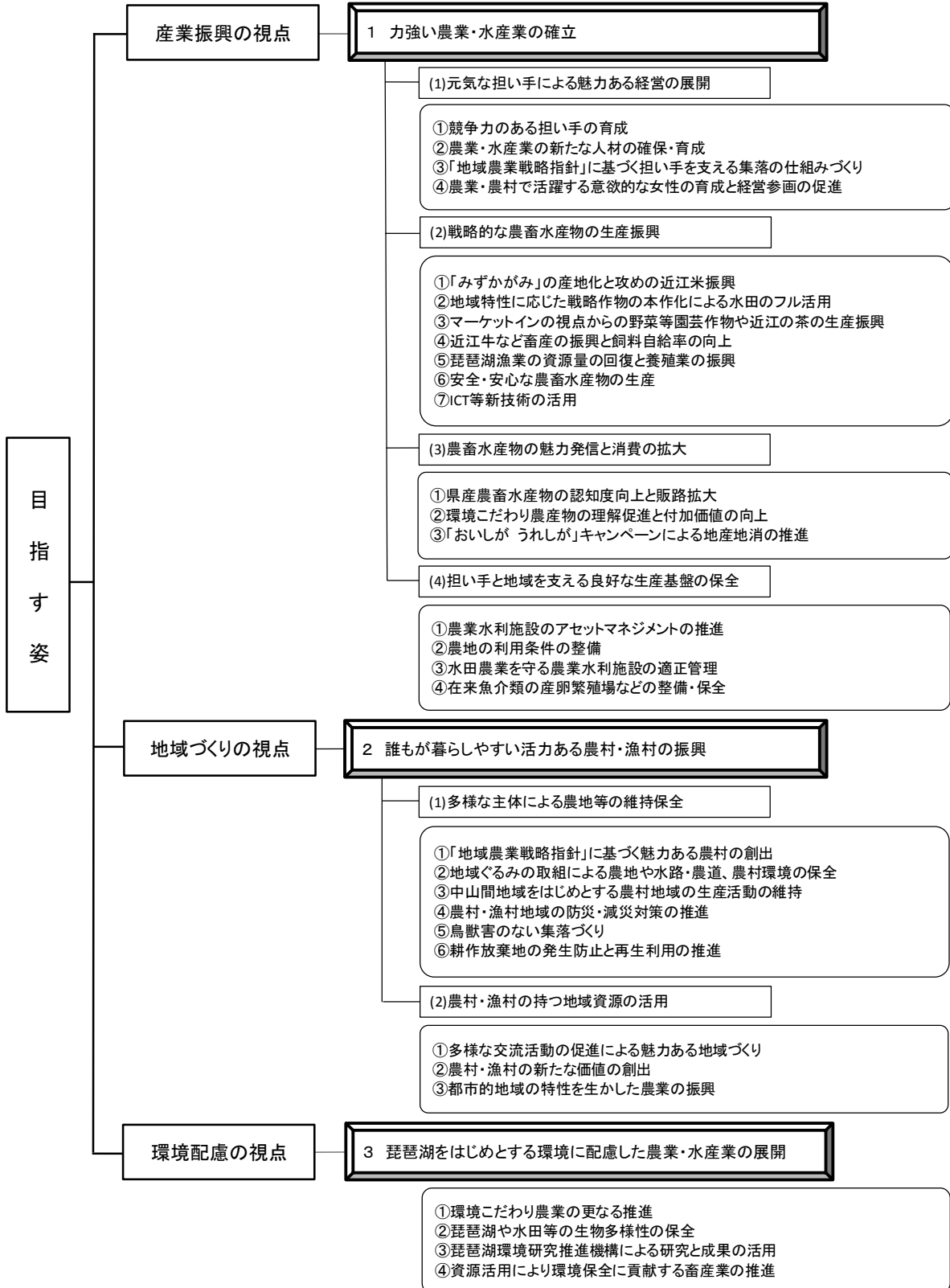
- ・ 中山間地域等の集落の話し合いに基づく農業生産活動等に対する支援
- ・ 本県の基幹産業である水田農業を支える農業水利システムの高騰する維持管理経費に対する支援
- ・ 集落を基本とする麦の団地化（ブロックローテーション）による作付地の確保
- ・ 麦・大豆の不適地等に対する飼料用米等の作付推進
- ・ 野菜農家の経営安定に資する野菜価格安定制度の維持および活用

（参考）政策大綱に基づく国の重要5品目関連の対策

- ・ 国別枠の輸入量に相当する国産米の政府による備蓄米としての買入れ
- ・ 国産麦の安定供給を図るための経営所得安定対策の着実な推進
- ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業、養豚経営安定対策事業の法制化・補てん率の引き上げ（8割→9割）
- ・ 養豚経営安定対策事業の国庫負担水準の引き上げ（国1：生産者1→国3：生産者1）
- ・ 肉用子牛保証基準価格の現在の経営の実情に即したものの見直し

目指す姿を実現するための重点政策の施策体系

10年後の目指す姿を実現するため、3つの視点から重点政策を立て、今後5年間で重点的に取り組む施策を体系で示しています。



1 力強い農業・水産業の確立

(1) 元気な担い手による魅力ある経営の展開

①競争力のある担い手の育成

複合化、6次産業化など経営の高度化および農地の集積等による生産コストの低減、作業の効率化を進めることにより、収益の増加を図り、競争力のある担い手を育成します。

- ・ 経営体質の強化に向けた複合化や法人化、集落営農型法人の広域化などへの支援の充実
- ・ 稲WCS等のコントラクター※（作業受託組織）の充実・強化
- ・ 6次産業化に取り組む農業者・漁業者の拡大と所得向上の実現に向けた支援
- ・ 農業者・漁業者と商工・観光事業者等との連携の促進
- ・ 集落の話し合いの推進による、担い手（個別経営、集落営農組織）への農地の集積の促進
- ・ 農地中間管理機構の活用による、企業を含めた新規参入者に対する農地の貸付けの推進
- ・ 担い手確保が困難な地域で農業を継続する仕組みづくりに対する支援
- ・ 普及事業・試験研究による技術・経営革新に対する総合的な支援

②農業・水産業の新たな人材の確保・育成

子どもの頃から成長段階に応じて、ものを育て、命を育み、いただく、五感で感じる体験活動と農業・水産業に誇りを持って取り組む将来の担い手づくりを進めます。

体験等を通じた就業意欲の喚起から就業相談、技術の習得、さらに就業後の定着を図るための技術・経営指導まで、切れ目のない対策を講じ、経営を取り巻く環境に対応できる多様な新規就業者の確保・育成を図ります。

- ・ 「たんぼのこ」などの農業体験や食育※、琵琶湖漁業・食文化の出前授業等を通じた子どもの頃からの農業・水産業と触れ合う機会づくりに対する支援
- ・ 新たな人材の確保に向け、農業学科を設置している高等学校など教育機関との連携を強め、中学生、高校生、大学生等の農業体験等を通じた職業選択の意識の喚起

- ・ 農業大学校における専門技術や経営の学習の充実と就農支援
- ・ 県内大学生等の農業法人等へのインターンシップの推進
- ・ 就農希望者に対する就農・就職等に関する情報提供や相談活動、就農準備への支援
- ・ 新たな漁業就業者の確保に向け、必要な技術や知識の習得機会を提供するための実地研修などの実施
- ・ 農業法人等への就職を促進するためのマッチング機会の充実
- ・ 普及事業による新規就農者の定着に向けた技術・経営指導の充実

③「地域農業戦略指針」に基づく担い手を支える集落の仕組みづくり

集落の話し合いに基づいて、担い手をはじめ、集落の農業者と住民が互いに支え合い、地域農業の持続・発展と「農」による地域再生を目指す活動が実践されるよう支援します。

- ・ 集落自らが地域の実情に応じた将来の農業・農村の姿を描き、その実現に向けた話し合いが行われることを目指し、関係機関・団体と一体となった支援
- ・ 集落リーダーの育成、専門家の派遣、普及事業等による集落の実践支援

④農業・農村で活躍する意欲的な女性の育成と経営参画の促進

生活者や消費者の目線でアイデア豊富な女性が、その感性を農業経営で発揮できる場づくりと、農業・農村の活性化に向けた取組を推進します。

- ・ 女性の感性や能力を生かしたアグリビジネス*の取組や起業への支援
- ・ 経営者能力を有する女性の育成
- ・ 地域において、生産・販売・加工などの分野で女性の経営者能力を発揮できる農業法人の育成

■平成32年度(2020年度)を目標とする成果指標

成果指標

	現状 (H26)	➡	目標 (H32)
1 「地域農業戦略指針」に基づき、今後の農業・農村の目指す姿について話し合いを行った集落数			
	—集落	➡	800集落 (H28～H32の累計)
2 新規就農者数			
	520人 (H22～H26の累計)	➡	500人 (H28～H32の累計)
3 新規漁業就業者数			
	4人 (H22～H26の累計)	➡	10人 (H28～H32の累計)

(2) 戦略的な農畜水産物の生産振興

①「みずかがみ」の産地化と攻めの近江米振興

「みずかがみ」の産地化をはじめ、県内外の需要を切り拓く滋賀ならではの特色ある米づくりを進めるとともに、収穫前契約や買取集荷を進めることにより、本県産の主食用米の安定生産を図ります。

- ・ 高品質でおいしい「みずかがみ」の産地（特A取得）体制の確立に対する支援
- ・ 主力品種の「コシヒカリ」および「秋の詩」の特Aの取得
- ・ 高温に強く、食味および外観ともに品質の高い新品種の育成
- ・ 新たな需要を切り拓く滋賀ならではの特色ある米づくりに対する支援
- ・ 集荷業者等と卸売業者や実需者との収穫前契約（安定取引）の促進および契約に基づく生産者からの買取集荷の促進

②地域特性に応じた戦略作物の本作^{*}化による水田のフル活用

契約栽培を基本として、地域の特性に応じた麦・大豆や飼料用米等の戦略作物の本作化を進めるとともに、品質・収量の改善および省力化を進めることにより、水田のフル活用を図ります。

- ・ 集落を基本とする地域ぐるみによる土地利用調整（麦をはじめとする畑作物の団地化）の維持に対する支援
- ・ パン・中華めんなど新たな需要への対応と品質や収量性に優れた麦・大豆の新品種の選定・導入に対する支援
- ・ 国産に対する需要が多い大豆の作付拡大の推進
- ・ 大豆300A技術など戦略作物の省力化・収量向上技術の指導推進
- ・ 播種前契約に基づく麦類の安定生産の推進
- ・ 麦・大豆の不適地等に対する飼料用米等の作付推進
- ・ 主食用米品種からの飼料用途向け多収性品種の選定
- ・ 水田への新規品目の導入と新たなマッチングの検討
- ・ 水田の畑地化や高収益作物の導入による本格的な園芸産地育成の検討

③マーケットインの視点からの野菜等園芸作物や近江の茶の生産振興

ア 野菜等園芸作物

都市近郊の立地条件を生かし、生産物を都市へ出荷する「市場出荷型園芸^{*}」と消費者が来訪する「誘客型園芸^{*}」の2本柱で本県の園芸を振興します。

(ア) 市場出荷型園芸の推進

- ・ 契約取引等、実需者や市場への出荷を目指した水田における野菜や果樹、花きの作付推進
- ・ 生産性の向上を目指した栽培技術の開発や低コストで省力化に資する機械・施設の導入の促進
- ・ 「滋賀県と滋賀県農業協同組合中央会との農業振興等に関する協定書」（平成27年4月27日締結）に基づく「園芸農産振興協議会※」を活用した複数の農業協同組合の連携による広域型産地の育成に対する支援
- ・ 野菜農家の経営安定に資する野菜価格安定制度の維持および活用

(イ) 誘客型園芸の推進

- ・ 環境こだわり栽培で野菜、果樹を少量多品目生産し、地場供給する「しが型産地」※の育成に対する支援
- ・ 集客力のある伝統野菜や果樹等の生産拡大の推進
- ・ 直売所の活性化を目的とした、野菜、花きの少量土壌培地耕※や果樹のポット栽培※等を活用した新たな担い手の育成や、周年生産出荷システムの整備に対する支援
- ・ 四季を通じて開園する観光農園の設置の推進と誘客に向けたPR等の展開

イ 茶

茶生産者の経営発展に向けた産地の構造改革を進めるとともに、新たな需要の創出を図ることにより、高品質な近江の茶としての販路の拡大を図ります。

- ・ 茶園の流動化・集約化を進めるための、生産者組織等が利用調整を行う体制の構築の推進および担い手への効率的な茶園集積の促進
- ・ 荒茶加工施設の整備・集約化による大規模経営体の育成に対する支援
- ・ 新規就農者（就職就農者※）確保の受け皿となる大規模経営体の育成の推進
- ・ 作業効率向上のための茶園整備等による生産性向上の推進と計画的な改植、有望品種の導入に対する支援
- ・ 茶商業者との連携による消費者ニーズに対応した新たな茶種の生産拡大および茶の機能性※を生かした新商品開発に対する支援
- ・ 輸出に対応できる近江の茶の生産・流通体制の整備の促進
- ・ 首都圏における近江の茶の認知度の向上を図るための販売支援

④近江牛など畜産の振興と飼料自給率の向上

近江牛や酪農の生産基盤強化、資源循環型養豚や鶏卵・鶏肉の地産地消を進めるとともに、飼料自給率を上げることにより、本県の畜産を振興します。

- ・ 繁殖・肥育一貫経営の推進と近江牛の子牛の哺育・育成や繁殖雌牛の管理を一元的に担う生産拠点施設の整備による繁殖素牛および肥育素牛※の県内確保と近江牛の出荷頭数の拡大
- ・ 性判別技術や受精卵移植技術の活用による計画的な乳用後継牛の確保と和牛子牛生産の拡大
- ・ 牛群検定を積極的に活用した乳用牛の生産性向上に対する支援
- ・ 関係事業者とのマッチングによる資源循環型養豚の推進
- ・ 直売、加工販売の充実による鶏卵・鶏肉の地産地消の取組の推進
- ・ 畜産農家による自給飼料の生産・利用および飼料用米や稲WCSの生産、流通・保管、利用の拡大による耕畜連携の促進
- ・ 規格外農産物など地域産穀物の飼料化をはじめ、エコフィードの利用促進による飼料にこだわった畜産物づくりの推進
- ・ 畜産農家と地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型畜産を実現するための体制である畜産クラスターを活用した畜産の収益性向上の取組の推進
- ・ 近江牛等県産食肉の生産流通拠点である滋賀食肉センターの経営健全化に向けた取組に対する支援

⑤琵琶湖漁業の資源量の回復と養殖業の振興

琵琶湖漁業の漁獲量を回復させるため、効果的な種苗放流や水産有害生物※の駆除、産卵繁殖環境の改善などに取り組み、在来魚介類の資源量の増加を図ります。

- ・ アユ資源の安定を図るためのアユ資源の早期把握による人工河川※の効率的な運用
- ・ 産卵場や生息場の環境悪化などによって減少した天然資源を補うための在来魚介類の種苗放流の実施
- ・ ニゴロブナをはじめとする在来魚の食害を低減するための外来魚駆除の実施
- ・ アユをはじめとする在来魚の食害を低減するためのカワウ駆除の実施
- ・ セタシジミやホンモロコ稚魚の生息環境を改善するための水草刈取りや湖底耕うん※、水草を食べるワタカの放流の実施
- ・ 天然および放流魚介類の再生産を確保し、持続的な漁業を実現するた

めの資源管理型漁業の推進

- ・ ビワマスや琵琶湖産アユ、淡水真珠など、本県ならではの養殖業の振興

⑥安全・安心な農畜水産物の生産

GAPや農場HACCPなどの管理手法を取り入れた栽培管理や飼養管理を推進し、安全・安心な農畜水産物の生産を推進します。

- ・ GAPを未実施の産地への取組推進とより高度な取組への誘導
- ・ 飼養衛生管理水準の向上による家畜伝染病の発生予防と危機管理体制の強化
- ・ 家畜の快適性に配慮した飼養管理による生産性の向上
- ・ 農場HACCPの普及による生産段階における畜産物の安全性向上
- ・ 動物用医薬品や農薬等の適正使用の指導
- ・ 農産物の安全性を向上させる栽培技術や品種の充実
- ・ 滋賀食肉センターでのHACCP方式に基づく畜産物の安全性向上

⑦ICT等新技術の活用

気象変動等の外的要因、農地間の地力差・動植物の個体間差や技術の習熟度の差などによる品質・収量のバラつきを最小限に抑え、生産の高位安定化とコスト低減を図るため、ICT等新技術の活用を推進します。

- ・ 農業の新たな担い手を確保するため、ICTを活用した熟練者のノウハウのデータ化に対する支援
- ・ ICTを活用した生産工程管理、センシング技術*や過去の蓄積データを活用した精密農業*等の導入支援
- ・ 水稻生育予測、土壌施肥管理および病虫害発生予測等の農業環境情報システム*の活用支援
- ・ 分娩監視や発情発見のためのICT活用による精密飼養管理システムの普及による生産性の向上
- ・ 少量で流通にのらない魚介類などの有効活用を図るための、漁業者が消費者や飲食店等に直接販売できるICTの活用に対する支援
- ・ 酪農における搾乳や哺乳などへのロボット技術の活用に対する支援
- ・ イノベーションに対応した新技術の現場への導入支援

■平成32年度(2020年度)を目標とする成果指標

成果指標			
	現状 (H26)	➡	目標 (H32)
4	主食用米の収穫前契約の割合(農業協同組合出荷)		
	38%	➡	60%
5	水田の利用率		
	108%	➡	110%
6	園芸特産品目の産出額(野菜・果樹・花き・茶)		
	113億円*	➡	125億円
7	近江牛の飼育頭数		
	11,684頭*	➡	14,000頭
8	和牛子牛の生産頭数		
	926頭*	➡	2,040頭
9	琵琶湖漁業の漁獲量(外来魚を除く)		
	871トン*	➡	1,600トン
10	外来魚生息量		
	916トン*	➡	600トン
11	カワウ生息数		
	8,429羽	➡	4,000羽

※の現状はH25

(3) 農畜水産物の魅力発信と消費の拡大

① 県産農畜水産物の認知度向上と販路拡大

「しがの農畜水産物マーケティング戦略」や輸出戦略に基づき、国内外に向けて県産農畜水産物の魅力発信と販路拡大を推進します。

- ・ 県産農畜水産物のブランド力の強化のための地理的表示保護制度の活用促進
- ・ 近江米、近江牛、近江の茶、湖魚および近江の野菜など、「滋賀の食材」の総合的なPRの推進
- ・ 近江牛の販売戦略に基づくブランド力強化と販路拡大の推進
- ・ 京阪神、首都圏など県外へのPRと販路の開拓・拡大の促進
- ・ 「琵琶湖八珍」や近江牛をはじめとする農畜水産物を観光資源として活用するための商工・観光事業者等との連携による、国内はもとより海外からの観光客や消費者へのPRの展開
- ・ 輸出戦略に基づく、海外に向けた情報発信と輸出拡大の促進
- ・ 貿易関連情報の発信と相談体制の充実強化、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）の国内事務所誘致についての関係者との協議
- ・ 県産食材の認知度向上と販路開拓のための海外でのPRや商談機会の充実
- ・ HACCP認定に向けた水産物加工施設の整備など水産物の輸出促進に対する支援
- ・ 水産加工業者に対する国内向け水産物加工施設整備の支援
- ・ 県内市場の市場機能の活性化による流通の促進

② 環境こだわり農産物の理解促進と付加価値の向上

環境こだわり農産物の認知度向上を図るとともに、販路の拡大や加工食品での利用を促進することで、付加価値の向上を図ります。

- ・ 県内をはじめ、琵琶湖の水を利用している京阪神の消費者に対する理解促進と消費拡大に向けたPRの推進
- ・ 環境こだわり農産物の販路拡大など流通の促進
- ・ 環境こだわり農産物の加工食品での利用・販売の促進

③ 「おいしが うれしが」キャンペーンによる地産地消の推進

「おいしが うれしが」キャンペーンの取組拡大により、多様な事業者との連携や交流を進めることで、県産農畜水産物の販路拡大を図るとともに、滋賀の魅力ある地産地消を推進します。

- ・ 多様な事業者との連携による地産地消の推進
- ・ 食品事業者等との交流促進による県産農畜水産物の利用拡大の推進
- ・ 直売所や卸売市場を通じた県産農畜水産物の地産地消の促進
- ・ 県産農畜水産物の学校給食への利用促進
- ・ 琵琶湖産魚介類の流通を拡大させるための生産者が行う消費促進活動に対する支援
- ・ 農畜水産分野からの食育の推進

■平成32年度(2020年度)を目標とする成果指標

成果指標	
現状 (H26)	目標 (H32)
12 ホームページ「滋賀のおいしいコレクション」ページビュー数	
40万ビュー	71万ビュー
13 環境こだわり農産物の認知度	
43.5%	50%
14 「おいしが うれしが」キャンペーン県内登録店舗数	
1,241店舗	1,600店舗

(4) 担い手と地域を支える良好な生産基盤の保全

① 農業水利施設のアセットマネジメント※の推進

農業水利施設の効率的かつ計画的な保全更新対策を推進し、安定的な農業用水の供給を図るとともに、農業者の負担軽減に努め、本県水田農業の持続的な発展を支えます。

- ・ 「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画※」に基づく、基幹的な施設の効率的かつ計画的な保全更新対策の推進
- ・ 「適切な日常管理」、「定期的な機能診断」、「計画の作成」、「対策の実施」という「アセットマネジメントサイクル」の確実な実施
- ・ 施設や機能診断についての情報等を一元管理する「データベースシステム」の充実強化
- ・ アセットマネジメントの推進・調整を行う実施体制の強化

② 農地の利用条件の整備

農作業の省力化や水田の汎用化に向けた農地や水路の整備補修を行うことで、担い手への農地の利用集積と効率的な農業経営を支えます。

- ・ 担い手への農地利用集積のための区画拡大や水路補修等の推進
- ・ 暗きょ排水の整備による水田の汎用化の推進
- ・ 地域の実情に応じた生産基盤の機能を確保するための農地中間管理機構、土地改良区などとの連携の強化

③ 水田農業を守る農業水利施設の適正管理

土地改良区の運営基盤の強化を図るとともに、多様化する水田農業に的確に対応する施設管理や合理的な水利用を進めます。

- ・ 農業構造の変化に的確に対応した施設管理を行うための指針等を作成し、土地改良区の運営基盤の強化や施設管理に対する支援
- ・ 農業用水を安定的に供給するための水源となる農業用ダムや揚水機場等の適正な管理の推進
- ・ 合理的な水利用のための管理手法等の指導・助言

④ 在来魚介類の産卵繁殖場などの整備・保全

湖辺の水ヨシ帯※や湖底の砂地の造成などにより、湖辺の開発などで失われた在来魚介類の産卵繁殖場や生息場の回復を図ります。

- ・ ニゴロブナなどの産卵繁殖場を回復させるための水ヨシ帯の造成

- ・ セタシジミやホンモロコの生息場を回復させるための砂地の造成
- ・ ニゴロブナやホンモロコの再生産助長技術の開発と事業の展開
- ・ ホンモロコの卵が正常にふ化し生育することを目指し、琵琶湖水位操作の改善に向けたホンモロコの産卵生態などに係る研究の推進

■平成32年度(2020年度)を目標とする成果指標

成果指標		
現状 (H26)	➡	目標 (H32)
15 滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画に基づき保全更新対策に着手する地区数		
20地区	➡	40地区
16 農地集積を目的としたほ場整備(面整備)に新たに着手する面積		
－ha	➡	213ha
17 保全更新対策を契機として、施設の維持管理計画を策定する土地改良区数		
－土地改良区	➡	17土地改良区
18 コイ科魚類の産卵期における水ヨシ帯面積		
72.7ha	➡	80.1ha

2 誰もが暮らしやすい活力ある農村・漁村の振興

(1) 多様な主体による農地等の維持保全

①「地域農業戦略指針」に基づく魅力ある農村の創出

集落の話し合いに基づいて、担い手をはじめ、集落の農業者と住民が互いに支え合い、地域農業の持続・発展と「農」による地域再生を目指す活動が実践されるよう支援します。

- ・ 集落自らが地域の実情に応じた将来の農業・農村の姿を描き、その実現に向けた話し合いが行われることを目指し、関係機関・団体と一体となった支援
- ・ 地域おこし講座の開催や専門家の派遣等による集落の実践支援

②地域ぐるみの取組による農地や水路・農道、農村環境の保全

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農家、土地持ち非農家、地域住民が協力して行う地域の共同活動を支援し、水路や農道等の地域資源の適切な保全管理を推進します。

- ・ 「地域農業戦略指針」に基づく、集落機能の低下等により水路や農道等を維持管理する共同活動が低迷している集落への働きかけの強化
- ・ 水質や生態系などの農村環境の保全を図る共同活動の推進
- ・ 旧市町村単位や100ha以上の水系単位の広域活動組織*の設立支援
- ・ 「滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会」による研修会の開催など、活動組織に対する技術的支援の充実
- ・ 地域資源の適切な保全管理のための取組の充実・向上を図る地域資源保全管理構想の策定への支援の強化
- ・ ホームページや情報誌の発行等による情報発信の充実

③中山間地域をはじめとする農村地域の生産活動の維持

農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動等の継続ができるよう地域の取組を支援します。

- ・ 集落の話し合いに基づく集落ぐるみの共同活動の推進
- ・ 近隣の集落との共同作業等、集落間の連携の推進
- ・ 棚田の魅力発信や農業体験ツアー、農家民宿などによる都市農村交流の推進

- ・ 多様な団体との連携による農村地域の活性化の推進

④農村・漁村地域の防災・減災対策の推進

地域住民の暮らしの安全と快適な生活環境を確保するため、ソフト・ハードの両面から農業用ダム、ため池、農道橋、排水機場等の整備を促進します。

- ・ 大規模な地震発生に備えた、農業用ダムやため池、農道橋、排水機場等の耐震点検の推進および危険な農業用施設の耐震補強対策の実施
- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池について、ハザードマップ作成に係る市町への支援

⑤鳥獣害のない集落づくり

地域の被害状況に応じて、集落が一体となって被害防止策に取り組めるよう、「集落ぐるみによる鳥獣害対策」を推進します。

- ・ 集落ぐるみによる鳥獣害対策の実施を目指した、集落リーダーの活動に対する支援
- ・ 集落ぐるみの鳥獣害対策が実施されている集落における対策の継続と新たな営農への取組に対する支援

⑥耕作放棄地の発生防止と再生利用の推進

担い手対策や農地集積対策、条件不利地対策や鳥獣害対策等を通じて、耕作放棄地の発生防止と再生利用の推進を図ります。

- ・ 担い手確保が困難な地域で農業を継続する仕組みづくりに対する支援（再掲）
- ・ 集落自らが地域の実情に応じた将来の農業・農村の姿を描き、その実現に向けた話し合いが行われることを目指し、関係機関・団体と一体となった支援（再掲）
- ・ 集落ぐるみによる鳥獣害対策の実施を目指した、集落リーダーの活動に対する支援（再掲）
- ・ 地域における家畜の放牧による耕作放棄地対策の推進

■平成32年度(2020年度)を目標とする成果指標

成果指標	
現状 (H26)	目標 (H32)
1 「地域農業戦略指針」に基づき、今後の農業・農村の目指す姿について話し合いを行った集落数(再掲)	
—集落	800集落 (H28～H32の累計)
19 農地や農業用施設を共同で維持保全している面積(農地維持支払交付金の交付面積)	
35,276ha	38,600ha
20 中山間地域等において多面的機能が維持されている面積(中山間地域等直接支払交付金*の交付面積)	
1,575ha	1,895ha
21 ため池ハザードマップの作成箇所数	
36箇所	140箇所
22 農振農用区域内の荒廃農地面積(再生利用が可能な荒廃農地)	
369ha	300ha

(2) 農村・漁村の持つ地域資源の活用

① 多様な交流活動の促進による魅力ある地域づくり

地域資源を活用して都市と農村との交流を進め、移住・定住につながるきっかけづくりを行うとともに、地域における生産者と消費者との多様な交流活動や、観光、交通など他分野との連携により、農村・漁村の魅力ある地域づくりを進めます。

- ・ 都市住民のニーズを把握し、都市農村交流の促進など農村・漁村の活性化につながる創意工夫の取組に対する支援
- ・ 観光交流拠点を確保するため、地域が行う空き家や廃校の補修などの取組の推進
- ・ 都市的地域と農村地域が近接する滋賀ならではの特性を生かした県民の「農」とふれあう機会の充実
- ・ 地域住民が「食」や「農」を通じて自然豊かな農村空間に親しめる地域づくりの推進
- ・ 各地域における農畜水産物・食品や食文化（歴史・食べ方等）に焦点を当てた周遊ルート整備の検討

② 農村・漁村の新たな価値の創出

農村・漁村のさまざまな地域資源を活用し、地域の6次産業化を進めるとともに、豊かな資源を活用してエネルギーの地産地消を促進します。さらに、「世界農業遺産」認定を目指す取組の促進を通じて、県産農畜水産物の付加価値の向上を図ります。

- ・ 琵琶湖などを水源とする農業水利システムと魚のゆりかご水田等が織りなす琵琶湖と共生する滋賀の環境こだわり農業などの「世界農業遺産」認定を目指す取組の促進
- ・ 「世界農業遺産」認定を目指す取組プロセスを通じた農畜水産物の高付加価値化や観光資源としての活用の推進
- ・ 地域住民が伝統野菜や食文化、自然環境等の地域資源を見直し、地元商工業者や大学等と連携し、新たな特産品開発・生産を行う取組の推進
- ・ 「食と農の景勝地（仮称）」制度の活用の検討
- ・ 農業水利施設の維持管理費低減のための農業用水を活用したマイクロ水力発電の推進
- ・ 身近な農業用水を活用したエネルギーの地産地消に対する支援の充実
- ・ 耕畜連携による稲わらと堆肥の交換など、資源循環の推進
- ・ 河川漁場を地域資源として活用するため、釣り教室の開催など遊漁者を増やす取組に対する支援

③都市的地域の特性を生かした農業の振興

市街地やその周辺の農地の活用により、生産現場と消費者が近い地の利を生かした農業を進めます。

- ・ 直売所向け農産物の生産支援など、都市的地域の利点を生かした生産活動の推進
- ・ 市民農園、体験農園などを通じた県民の農業への理解の促進
- ・ 都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）に基づく地方計画の策定

■平成32年度(2020年度)を目標とする成果指標

成果指標

	現状 (H26)	➡	目標 (H32)
23 「世界農業遺産」の認定申請候補地域としての農林水産省の承認			
	—	➡	承認
24 県内の河川漁場を訪れる遊漁者数			
	37,099人※	➡	47,000人

※の現状はH25

3 琵琶湖をはじめとする環境に配慮した農業・水産業の展開

① 環境こだわり農業の更なる推進

より安全で安心な農産物を供給するとともに、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、本県農業の健全な発展と琵琶湖等の環境保全に資するため、環境こだわり農産物の生産拡大や新技術の開発・普及、農業排水対策や堆肥利用の促進などに取り組み、環境こだわり農業を更に推進します。

- ・ 「みずかがみ」をはじめとする環境こだわり米や推進する園芸品目の重点化などによる環境こだわり農産物の生産拡大
- ・ 環境負荷削減に向けた新たな技術の開発・普及
- ・ 農業水利施設の機能保全計画に節水型・循環型の対策を位置づけ、保全更新時の一体的な推進
- ・ 農業排水を再利用する循環かんがい施設*の高度な活用を行う地域に対する支援
- ・ 農業排水が特に問題となっている流域では、必要とされる調査研究も含め、総合的かつ重点的な対策の実施
- ・ 耕畜連携の強化による堆肥利用の促進
- ・ 地球温暖化防止に効果の高い農業の推進

② 琵琶湖や水田等の生物多様性の保全

魚のゆりかご水田の面積拡大や水産有害生物の駆除、琵琶湖固有種の生息環境の改善などに取り組み、琵琶湖や水田等の生物多様性を保全します。

- ・ 魚のゆりかご水田など「豊かな生きものを育む水田づくり」の取組面積の拡大
- ・ 「魚のゆりかご水田米」などのブランド米販売に向けたPRや消費者との交流活動の推進
- ・ 「豊かな生きものを育む水田づくり」の活動組織間の交流を深めるネットワーク組織の設立支援
- ・ ニゴロブナをはじめとする在来魚の食害を低減するための外来魚駆除の実施（再掲）
- ・ アユをはじめとする在来魚の食害を低減するためのカワウ駆除の実施（再掲）
- ・ セタシジミやホンモロコ稚魚の生息環境を改善するための水草刈取り

や湖底耕うん、水草を食べるワタカの放流の実施（再掲）

③琵琶湖環境研究推進機構*による研究と成果の活用

琵琶湖環境に係る複雑な課題に対し、調査研究から施策の立案まで総合的に取り組む中で、まずは漁獲量の減少要因を解明するとともに、漁獲量の回復を目指します。

- ・ 森林・河川・琵琶湖などの水系や餌環境の「つながり」を視点とした、漁獲量の減少要因の解明
- ・ 同機構の研究成果を基にした漁獲量回復に向けた施策の立案・実施

④資源活用により環境保全に貢献する畜産の推進

水田を飼料生産のための場として活用することにより、水田としての機能維持や環境負荷軽減に貢献する環境保全型の畜産を推進します。

- ・ 非主食用米生産による水田機能の維持を図るための飼料用米や稲WCSの利用の促進
- ・ 麦作予定田などにおける飼料用の稲わらの収集の促進
- ・ 環境への負荷軽減を図るとともに、畜産経営の安定化を目指したエコフィールドの利用の促進

■平成32年度(2020年度)を目標とする成果指標

成果指標

	現状 (H26)	➡	目標 (H32)
25 環境こだわり米の作付面積割合	41%	➡	50%以上
26 魚のゆりかご水田など「豊かな生きものを育む水田」の取組組織数	29組織	➡	60組織
27 流域単位での農業排水対策の取組面積	16,159ha	➡	17,860ha
10 外来魚生息量(再掲)	916トン*	➡	600トン
11 カワウ生息数(再掲)	8,429羽	➡	4,000羽

※の現状はH25

3つの視点がつながる施策

産業振興、地域づくりおよび環境配慮の3つの視点がつながる姿を目指した、例えば以下のような施策を展開していきます。

○「地域農業戦略指針」に基づく取組の促進

「地域農業戦略指針」に基づき、集落自らが将来の農業・農村の姿を描き、その実現のための話し合いを関係機関・団体と一体的に推進し、集落リーダーの育成や専門家の派遣、普及事業等による集落の実践支援を行います。このような取組を通じて、担い手の確保・育成（産業振興）と併せて、これを実現するための地域資源の活用による集落の活性化（地域づくり）を図ります。

○耕畜連携の推進

飼料用米や稲WCSなどの利用拡大により、水田のフル活用と畜産農家の飼料自給率の向上（産業振興）を図るとともに、稲わらと堆肥の交換など、地域資源の活用（地域づくり）を促進することによって、環境保全型の農業（環境配慮）の推進を図ります。

○「世界農業遺産」認定を目指す取組の促進

琵琶湖などを水源とする農業水利システムと魚のゆりかご水田等が織りなす琵琶湖と共生する滋賀の環境こだわり農業など（環境配慮）、「世界農業遺産」認定を目指す取組やそのプロセスを通じて、農村・漁村の活性化（地域づくり）と県産農畜水産物の付加価値向上（産業振興）を図ります。

V 他分野との連携施策の推進

本県農業・水産業の目指す姿を実現するために、農政水産分野の施策だけでなく、商工・観光、教育、森林・林業、環境など他分野と連携を深め、効果的に施策を推進します。

1 商工・観光

- ・ 農畜水産業者と商工・観光分野の事業者とのネットワーク構築の推進
- ・ 中小企業応援ファンドなど商工施策の活用による6次産業化と、農商工連携の一体的な推進や資金調達の多様化などの普及推進
- ・ 「滋賀・びわ湖ブランド」との連携による滋賀の食材の情報発信とブランド力向上の推進
- ・ 観光分野との連携による農業体験等を含む観光需要の開拓と受入れ体制整備の充実支援

2 教育

- ・ 学校給食や農業体験等を通じた子どもたちへの食育の推進
- ・ 琵琶湖漁業・食文化に関する県内の学校等における出前授業や調理体験の推進
- ・ 県内大学等との共同研究による商品開発や販路開拓等の支援
- ・ 県内大学との連携による農業法人等におけるインターンシップ受入れの推進と県内での就業の促進

3 森林・林業

- ・ 木質未利用資源などのエネルギーや資源循環型農業への利活用の推進
- ・ 農業用水の水源確保や漁場環境の改善に資する除間伐等による森林整備の推進

4 環境

- ・ 県鳥獣被害対策本部による被害防除、生息地管理、個体数管理など総合的な鳥獣害対策の推進
- ・ 県関係部局が連携した琵琶湖南湖における水草対策の推進
- ・ 本県の気候変動による影響の評価に基づく、農業・水産業への適応策の検討および推進

5 福祉・医療

- ・ 高齢者の健康づくりや、障害のある人の就労訓練・雇用のための農園

の設置の促進

- ・ 医学・農学系などの大学と生産者との医食農連携による滋賀の食材の持つ機能性や健康面での効用の分析と活用の推進

6 防災等

- ・ 県関係部局が連携した社会インフラの戦略的維持管理と災害に強い県土づくりの推進
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等家畜防疫に係る危機管理体制の充実強化

VI 計画の推進

1 県民に対する情報提供と相談体制

この計画を着実に推進していくためには、本県の農業・水産業や農村・漁村の果たす役割について県民の理解と協力が不可欠です。

このため、日頃から農業・水産業や農政等に関する情報を分かりやすく提供するとともに、さまざまな機会をとらえて、県民との積極的な対話と交流を図り、計画に対する理解が深まるよう努めます。

また、県農業・農村活性化サポートセンターが総合的な相談窓口としての機能を果たすよう、体制の充実を図ります。

2 各主体との連携

この計画を実現するために、市町や国、関係団体と相互に連携・協力を図りながら、取組を進めます。

(1) 市町や国との連携

農業者や漁業者に最も身近な市町と特に連携・協力を図りながら、農業農村振興事務所を中心にそれぞれの地域特性に応じ、協働して取組を進めます。また、国の関係機関との日頃からの情報共有等を通じて、本県の実情を踏まえた施策の活用を図るとともに、地域における課題解決に向けて必要な政策提案を行います。

(2) 関係団体との連携

計画の推進に当たり、農業協同組合をはじめ、土地改良区や漁業協同組合等の関係団体との連携を図ります。

特に、農業協同組合については、「滋賀県と滋賀県農業協同組合中央会との農業振興等に関する協定書」に基づき、本県農業の持続的発展と農村の活性化を目指す連携した取組を進めます。

3 試験研究および普及事業を通じた計画の推進

(1) 目指す姿を実現するための試験研究の推進

施策を推進するに当たって技術面からの確に対応するため、「滋賀県農林水産試験研究推進計画」を策定し、研究目標を具体的に定め、試験研究の重点化を図ることにより、計画的に試験研究を推進します。

(2) 施策推進のための効果的な普及事業の展開

生産現場において施策・事業を効果的に推進するため、「滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針^{*}」を策定し、効果的な普及活動を実施しま

す。

4 計画の推進体制の整備

(1) 新規施策の展開

計画に基づき、新たな施策に着手するに当たっては、市町や関係団体等と十分に連携・調整を図るとともに、現場の意見を踏まえて、その内容や推進手法等を十分精査し、効率的かつ効果的な事業推進が図れるよう関係課等による推進体制の整備を検討します。

(2) 次期計画の検討

10年後の目指す姿を実現するため、計画期間の初年度からプロジェクトチームを設置し、外部環境の変化や技術革新、他分野との融合、新機軸の導入などのイノベーションを踏まえて、平成32年度（2020年度）までの計画期間中に外部からの意見を聴きながら新たな取組を検討し、次期5年間の計画の策定に反映していきます。

參考資料

平成 32 年度（2020 年度）の目標とする指標

指標		現状(H26)	目標(H32)
1 力強い農業・水産業の確立			
番号 (1)元気な担い手による魅力ある経営の展開			
1	「地域農業戦略指針」に基づき、今後の農業・農村の目指す姿について話し合いを行った集落数	—	800集落 (H28～H32の 5年間の累 計)
2	新規就農者数	520人 (H22～H26の 5年間の累 計)	500人 (H28～H32の 5年間の累 計)
3	新規漁業就業者数	4人 (H22～H26の 5年間の累 計)	10人 (H28～H32の 5年間の累 計)
(2)戦略的な農畜水産物の生産振興			
4	主食用米の収穫前契約の割合（農業協同組合出荷）	38%	60%
5	水田の利用率	108%	110%
6	園芸特産品目の産出額（野菜・果樹・花き・茶）	113億円 (H25)	125億円
7	近江牛の飼養頭数	11,684頭 (H25)	14,000頭

指標の説明	目標値の考え方	この指標を選んだ理由	データの出典
県、市町、関係団体等で構成する戦略推進会議の働きかけにより、農業・農村の目指す姿について話し合いを行った集落	県内の農業集落(1,549集落)の約半数で話し合いが行われることとして設定した。	地域の農業の担い手をどのように確保するのか、集落において話し合ってもらうことが、基礎となるため、この指標を選んだ。	県農業経営課調べ
県内で自営農業に就業または法人等に就職した人数	経営者の世代交代や従事年数等を考慮し、今後確保すべき新規就農者数を算定して設定した。	農業・農村の持続的発展に向けて担い手を確保するために、新規就農者を確保・育成することが必要であるため、この指標を選んだ。	県農業経営課調べ
県内で漁業に就業した人数	計画期間の5年間で、新規就業者を増加させるための体制を整備し、その過程で毎年の新規就業者を徐々に増加させていくこととして設定した。	漁業者の高齢化などで漁業就業者数が減少しているため、新規就業者を増加させる必要があることから、この指標を選んだ。	県水産課調べ
農協を通じて集荷される米のうち、収穫前契約の数量の割合	10年後(平成37年)に全体の7割を収穫前契約にすることとし、平成32年時点の割合を設定した。	本県産米のシェアを確保し、安定取引を進めるにあたっては、収穫前契約が前提になるため。	県農業経営課調べ(全農滋賀県本部および各農協からの聞き取り)
「水田における作物の延べ作付面積」÷「水田面積(本地)」	主食用米の減少見込みに対応するよう、麦・大豆等の戦略作物の作付拡大など、水田のフル活用を進めた場合、目標時において現状より2%程度の増加が見込めることから設定した。	麦・大豆等戦略作物の作付拡大など、水田のフル活用が進んでいるかどうかの指標となるため。	農林水産省(耕地および作付面積統計)
野菜、果樹、花き、茶の産出額の合計	野菜(86⇒93億円)、果樹(6⇒8億円)、花き(11⇒13億円)、茶(10⇒11億円)の産出額の増大を目指すこととして設定した。	園芸品目:水田作経営に園芸品目を導入し複合化・多角化の推進するため。 茶:消費者ニーズに対応した茶種生産による経営の強化を図るため。	農林水産省(生産農業所得統計)
県内で飼養されている黒毛和種の肥育牛頭数	畜産農家の生産基盤強化を推進することにより、現状より約2,300頭増加させていくこととして設定した。	近江牛のブランド力向上のためには、出荷頭数の増加が必要であるためこの指標を選んだ。	県畜産課調べ

指標		現状(H26)	目標(H32)
8	和牛子牛の生産頭数	926頭 (H25)	2,040頭
9	琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）	871トン (H25)	1,600トン
10	外来魚生息量	916トン (H25)	600トン
11	カワウ生息数	8,429羽	4,000羽
(3)農畜水産物の魅力発信と消費の拡大			
12	ホームページ「滋賀の美味しいコレクション」ページビュー数	40万ビュー	71万ビュー
13	環境こだわり農産物の認知度	43.5%	50%
14	「おいしが うれしが」キャンペーン県内登録店舗数	1,241店舗	1,600店舗
(4)担い手と地域を支える良好な生産基盤の保全			
15	滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画に基づき保全更新対策に着手する地区数	20地区	40地区
16	農地集積を目的としたほ場整備（面整備）に新たに着手する面積	—ha	213ha

指標の説明	目標値の考え方	この指標を選んだ理由	データの出典
県内で生まれた黒毛和種の頭数	繁殖雌牛の増頭支援とキャトル・ブリーディング・ステーションの整備により見込まれる頭数として設定した。	「近江牛」となる黒毛和種の県内確保と肥育農家への安定供給の指標となるため。	県畜産課調べ
オオクチバスとブルーギルを除いた琵琶湖漁業の漁獲量	漁業が盛んに行われていた平成の初め頃の概ね半分程度まで漁獲量を回復させることを目標として設定した。	水産物を安定的に生産・供給するための基本指標となることから、この指標を選んだ。	農林水産省（内水面漁業生産統計調査）
琵琶湖内のオオクチバスとブルーギルの推定生息量	外来魚生息量をゼロにすることを最終目標としているが、その途中段階の目標として設定した。	ニゴロブナをはじめとする在来魚の食害を低減するために、外来魚生息量を減少させる必要があることから、この指標を選んだ。	県水産課調べ
県内のカワウの推定生息数	漁業被害が少なかったところのカワウ生息数として設定した。	アユをはじめとする在来魚の食害を低減するために、カワウ生息数を減少させる必要があることから、この指標を選んだ。	県自然環境保全課調べ
県産農畜水産物を紹介するwebサイトのページ閲覧数	開設以来、着実にビュー数は増加しているが、今後も毎年、同程度増加させていくこととして設定した。	様々な取組の結果として、県産品への関心、興味の度合いを測り、数値把握ができることから、この指標を選んだ。	県食のブランド推進課調べ
「環境こだわり農産物」の内容を知っている県民の割合	県民の半数以上に「環境こだわり農産物」とは何かを理解いただき、積極的な利用につなげるため、この目標を設定した。	PR等の実施により県民の理解がどの程度広がったのかを把握するのに適した指標であるため。	県政世論調査
県内の「おいしがうれしが」キャンペーン推進店の登録店舗数	県内登録店舗数は増加しており、今後も同程度拡大していくこととして設定した。	地産地消を進めるためには生産から消費までをつなぐ取組が重要となることからこの指標を選んだ。	県食のブランド推進課調べ
保全更新対策に着手する地区数	アセットマネジメント中期計画に基づき、基幹的な施設の保全更新対策を着実に実施するため、この目標を設定した。	本県の水田農業を支える農業水利施設のアセットマネジメントの推進結果を具体的に示す指標となるため。	県耕地課調べ
県営経営体育成基盤整備事業の取組面積	農地集積が事業の要件になっているほ場整備（面整備）に新たに着手する農地面積を目標とした。	ハード整備を契機とした農地集積を促進する上で適した指標であるため。	県耕地課調べ

指標		現状(H26)	目標(H32)
17	保全更新対策を契機として、施設の維持管理計画を策定する土地改良区数	—	17土地改良区
18	コイ科魚類の産卵期における水ヨシ帯面積	72.7ha	80.1ha
2 誰もが暮らしやすい活力ある農村・漁村の振興			
(1)多様な主体による農地等の維持保全			
1	「地域農業戦略指針」に基づき、今後の農業・農村の目指す姿について話し合いを行った集落数(再掲)	—	800集落 (H28～H32の5年間の累計)
19	農地や農業用施設を共同で維持保全している面積 (農地維持支払交付金の交付面積)	35,276ha	38,600ha
20	中山間地域等において多面的機能が維持されている面積 (中山間地域等直接支払交付金の交付面積)	1,575ha	1,895ha
21	ため池ハザードマップの作成箇所数	36箇所	140箇所

指標の説明	目標値の考え方	この指標を選んだ理由	データの出典
施設の適正管理計画の策定に取り組んだ土地改良区数	基幹的な農業水利施設を管理する土地改良区を対象に、アセットマネジメント中長期計画に基づく保全更新対策後の施設に対応した管理計画（維持管理計画）を策定する土地改良区数を目標とした。	農業構造の変化等に的確に対応するために不可欠となる維持管理計画を策定することで、土地改良区による農業水利施設の適正管理につながるため、この指標を選んだ。	県耕地課調べ
琵琶湖基準水位マイナス20cmのときに水中にある琵琶湖内のヨシ帯の面積	ニゴロブナをはじめとするコイ科魚類が多く漁獲されていた昭和40年代後半の水ヨシ帯面積（99ha）まで回復させることを目標に平成32年度時点の面積を設定した。	ニゴロブナをはじめとするコイ科魚類の産卵場として重要である水ヨシ帯の面積を回復させる必要があることから、この指標を選んだ。	県水産課調べ
県、市町、関係団体等で構成する戦略推進会議の働きかけにより、農業・農村の目指す姿について話し合いを行った集落	県内の農業集落（1,549集落）の約半数で話し合いが行われることとして設定した。	農業の担い手確保とともに、地域の活性化を目指して、集落において話し合ってもらうことが、基礎となるため、この指標を選んだ。	県農業経営課調べ
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業のうち、農地や水路などの地域資源の基礎的な保全活動が行われている面積	本県の農振農用地面積の約75%で保全活動が実施されることとして設定した。	高齢化や非農家の増加に伴い、農業者や地域住民が共同して農地等を維持保全することが重要になってくるため、この指標を選んだ。	県農村振興課調べ
耕作放棄地の発生防止と県土や景観保全などの多面的機能を維持する。	中山間地域において対象となる農地面積（2,240ha）のうち、約85%で取組が行われることとして設定した。	過疎化・高齢化が進んでいる中山間地域において、集落の話し合いの中で農地が保全され、多面的機能が維持される必要があることから、この指標を選んだ。	県農村振興課調べ
ため池が決壊した場合を想定し、避難場所や避難経路を地図上に明示したものをため池ごとに作成。	平成25年～26年に実施した、ため池一斉点検の結果、地震および豪雨の総合判定上、整備の優先度が高いと判定されたため池数を目標値に設定した。	地域住民の暮らしの安全を確保するため、決壊すると大きな影響を及ぼすため池についてハザードマップを作成し、異常気象時の避難行動の一助とするため、この指標を選んだ。	県農村振興課調べ（ため池一斉点検結果）

指標		現状(H26)	目標(H32)
22	農振農用地区域内の荒廃農地面積 (再生利用が可能な荒廃農地※)	369ha	300ha
(2)農村・漁村の持つ地域資源の活用			
23	「世界農業遺産」の認定申請候補地域としての農林水産省の承認	—	承認
24	県内の河川漁場を訪れる遊漁者数	37,099人 (H25)	47,000人
3 琵琶湖をはじめとする環境に配慮した農業・水産業の展開			
25	環境こだわり米の作付面積割合	41%	50%以上
26	魚のゆりかご水田など「豊かな生きものを育む水田」の取組組織数	29組織	60組織
27	流域単位での農業排水対策の取組面積	16,159ha	17,860ha

指標の説明	目標値の考え方	この指標を選んだ理由	データの出典
農振農用地区域内の 荒廃農地のうち再生 可能なものの面積	現行の県農業振興地域整備 基本方針（10年計画）の策 定に当たっての考え方を踏 まえ、荒廃農地の発生防止 や再生利用の取組により、 10年間で荒廃農地面積を現 在の2/3程度にすることと し、平成32年度時点での面 積を設定した。	荒廃農地の発生防止と再生 利用の取組の成果や、各年 度での荒廃農地の全体像が 把握できるため、この指標 を選んだ。	農林水産省（荒 廃農地の発生・ 解消状況に関す る調査）
琵琶湖などを水源と する農業水利システ ムと魚のゆりかご水 田等が織りなす琵琶 湖と共生する環境こ だわり農業など県独 自の農業システムに ついて「世界農業遺 産」の認定申請候補 地として、農林水産 省の承認。	計画期間の5年間で県独自 の農業システムのストー リー性を磨き上げるととも に、県内での気運を盛り上 げるにより認定申請候 補地域として、まずは農林 水産省の承認を得ることを 目標として設定した。	滋賀ならではの地域資源を 活かした全県的な取組とし て、農業・農村の活性化の 度合いを表すのに適した指 標であるため。	県農政課調べ
県内の漁業権漁場 において、レジャーと して釣りなどを行う 人の数	アユ冷水病の被害が顕著で なかった平成初め頃の遊漁 者数6万人を目指すことと し、計画期間にはこの途中 経過の目標として設定し た。	遊漁者数は長年にわたり減 少傾向を続けており、河川 漁業を振興するには遊漁者 を増やす必要があることか ら、この指標を選んだ。	滋賀県河川漁連 調べ
県内の主食用水稲作 付面積に占める環境 こだわり米の作付面 積の割合（生産計画 認定面積）	環境こだわり農業を本県農 業のスタンダードにするた めに、水稲の作付面積の過 半が環境こだわり栽培され ることを目指すこととし て、設定した。	本県における環境こだわり 農業の進捗を表すために は、水稲の作付面積割合が 最も適した指標であるた め。	県食のブランド 推進課調べ
水田の持つ生物多様 性保全機能を維持再 生する取組を実施し ている組織数	取組組織数を倍増させるこ ととして設定した。	生態系を保全し、多様な生 きものと共生する農村環境 づくりを通じて地域の活性 化を図る必要があり、その ために適した指標であるた め。	県農村振興課調 べ
流域単位での節水や 反復利用等による農 業排水対策の取組面 積	農業排水による琵琶湖への 汚濁負荷を軽減させるた め、流域単位で農業排水対 策に取り組む面積を目標と して設定した。	琵琶湖の環境保全には流域 単位での農業排水対策の取 組が重要であるため、この 指標を選んだ。	県耕地課調べ

指標		現状(H26)	目標(H32)
10	外来魚生息量（再掲）	916トン (H25)	600トン
11	カワウ生息数（再掲）	8,429羽	4,000羽

指標の説明	目標値の考え方	この指標を選んだ理由	データの出典
琵琶湖内のオオクチバスとブルーギルの推定生息量	外来魚生息量をゼロにすることを最終目標としているが、その途中段階の目標として設定した。	ニゴロブナをはじめとする在来魚の食害を低減するために、外来魚生息量を減少させる必要があることから、この指標を選んだ。	県水産課調べ
県内のカワウの推定生息数	漁業被害が少なかったところのカワウ生息数として設定した。	アユをはじめとする在来魚の食害を低減するために、カワウ生息数を減少させる必要があることから、この指標を選んだ。	県自然環境保全課調べ

用語解説

用 語	解 説
【ア】	
ICT	Information and Communication Technologyの略。日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。電気、電子、磁気などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。農業分野では、ICTを活用して、省力化や精密化などを進めた農業を「スマート農業」と称している。
秋の詩	平成10年（1998年）に滋賀県が育成した水稻品種。「滋系54号（吟おうみ）」を母、「コシヒカリ」を父として人工交配を行い育成した。「日本晴」より多収で、食味は「コシヒカリ」並の良食味の中生品種。
アグリビジネス	食や農業を活用した事業、例えば6次産業化などをいう。
アセットマネジメント	農業水利施設を資産としてとらえ、この資産のより効率的・経済的な、また環境に配慮した維持管理手法の総称。
アニマルウェルフェア	家畜の快適性に配慮した飼養管理。快適性に配慮することで家畜が健康になり、家畜の能力が引き出され生産性の向上や畜産物の安全・安心につながるとされる。
【イ】	
稲WCS	稲Whole Crop Silage（稲発酵粗飼料）の略。水稻の子実と茎葉を同時に収穫し、発酵させて飼料とするもの。
インターンシップ	学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業を体験する制度。
【エ】	
エアライフル	ライフル型の空気銃。
エコフィード	環境にやさしい（ecological）と節約する（economical）を意味するエコと、飼料（feed）を併せた造語。食品製造副産物や調理残さなど有用な食品残さを飼料化利用したもの。
園芸農産振興協議会	県とJAグループ滋賀が連携して、園芸農産品目の生産拡大を図るとともに、出荷単位の集約により大型化する実需者ニーズに応えることで、安定した販売先の確保・開拓に努め、本県の園芸農産物の振興を図る目的の組織。
【オ】	
「おいしが うれしが」キャンペーン	滋賀県と食品販売事業者等が協働して、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」を推進する運動。
近江しゃも	県畜産技術振興センターが平成5年（1993年）に開発した高品質肉用鶏。一般的なブロイラーの約2.5倍の長期飼育により、しっかりとした歯ごたえとうま味があるのが特徴。
温室効果ガス	地表から放出される熱（赤外線）を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
【カ】	
買取集荷	JA等の集荷業者における集荷手法の一つで、集荷業者が農作物を生産者から買い取って集荷する集荷手法。これに対して、委託集荷（集荷した農作物は買い取らず、集荷した農作物を農家に代わって販売し、販売後に販売代金から手数料等の必要経費を差引き農家に代金を精算する方法）がある。
外来魚	人間のさまざまな活動に伴って、元々生息している場所から別の場所へ入ってしまった魚。計画では、本県水産業に深刻な被害を与えているオオクチバス、ブルーギルを指す。

用語	解説
果樹のポット栽培	プラスチック製等のポットで果樹を栽培する技術。この技術により、樹高を低くしながら、果物の収穫開始までの年限を短縮することができ、土壌性病害の回避等のメリットもある。
家畜伝染病	家畜伝染病予防法によって定められた、家畜（牛、豚、鶏等）の伝染病で、伝染性が強く、発生すると被害が大きい病気。口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等26種類が指定されている。
環境こだわり農業	化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業。
環境こだわり農産物	県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産され、県の認証を受けた農産物。
【キ】	
基幹水利施設	国営造成施設および県営造成施設で、受益面積が一定規模以上の水利施設。
機能性	食品が有する健康維持や病気予防等の科学的根拠のある性質。
牛群検定	検定参加農家が飼養している乳用牛について、乳量、乳成分、体細胞数、繁殖記録等を月1回記録する。この結果を飼養管理の改善や低能力牛の淘汰等に活用し、酪農経営における生産性向上と経営改善を図る。
G A P	農業生産工程管理（Good Agricultural Practice）の略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことによる持続的な改善活動。
【コ】	
広域活動組織	集落等およびその他関係者との協定に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する広域的な活動組織。協定の対象とする区域は、昭和25年(1950年)2月1日時点の市町村程度、または協定の対象とする区域内の農用地面積が100ha以上有するもの。
耕畜連携	畜産農家から耕種農家(水稻、野菜等を栽培する農家)に家畜ふん堆肥を供給したり、耕種農家から畜産農家に飼料を供給する等、相互に連携を図ること。
口蹄疫	家畜伝染病予防法に定められたウイルスによる偶蹄類の疾病。国内発生時には農場規模の殺処分などの防疫措置が講じられる。中国や東南アジアの国々にて散発しており、観光や物流などを通し国内へ持ち込まれることが危惧されている。平成22年(2010年)4月から7月にかけて宮崎県で大規模な発生があり大きな損失を与えた。
高病原性鳥インフルエンザ	家畜伝染病予防法に定められたウイルスによる家きんの疾病。国内発生時には農場規模の殺処分などの防疫措置が講じられる。中国や東南アジアの国々に常在し、渡り鳥により世界中に広がっている。平成16年に山口県の養鶏場で発生して以降、国内の養鶏農場で散発的に発生が確認されている。
湖底耕うん	湖底を貝曳き漁具（マングワ）等により耕すこと。
個別経営	規模拡大など経営発展に意欲的な農業者で法人を含む。
混住化	農村で兼業農家や非農家の割合が増えること。
コントラクター	畜産農家や耕種農家(水稻、野菜等を栽培する農家)から飼料の収穫・調製作業等を請け負う組織。

用 語	解 説
【サ】	
再生利用が可能な荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能な状態となっている農地（＝荒廃農地）のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの。
在来魚介類	元々その場所（琵琶湖）に生息している魚や貝やエビ等。
魚のゆりかご水田	魚が水田まで自然に上れるような魚道をつくり、魚に優しい農業を実践している水田。
刺網	魚の遊泳通過する所をさえぎるようにカーテン状に網をはる漁法。
【シ】	
しが型産地	滋賀県の園芸作物の生産において、産地規模が小さくても都市近郊の利点を活かし、野菜、果樹等園芸品目を少量多品目生産し、地場供給することにより安定経営を実現できる産地のこと。
滋賀県基本構想	県政運営の総合的な指針で、部門別の各種計画、ビジョンの基本となる。計画期間は平成27年度から平成30年度まで。
滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針	農家への農業技術・経営に関する支援を行う普及事業の、おおむね5箇年間における基本的な方向付けと活動内容を示すもの。都道府県は、国の示す運営指針を基本として定めることとされている。
滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画	整備から廃棄するまでの総費用（ライフサイクルコスト）が最も経済的となる保全更新対策をもとに、今後10年間に実施する対策（事業）を積み上げた計画。
滋賀食肉センター	平成19年4月に近江八幡市で操業を開始した県内唯一の産地食肉センター。牛・豚のと畜・解体を行うと畜場機能、食肉地方卸売市場機能、部分肉加工機能を併せ持つ。高度な衛生管理手法であるHACCPを導入し、平成26年度末現在、5箇国・地域の輸出施設認定を取得。
自給飼料	飼養する家畜に給与するために、畜産農家が自ら生産、または契約等により耕種農家が生産する飼料。
資源管理型漁業	漁業者が話し合い、漁獲サイズや時期を制限するなどして、限りある水産資源を有効に利用し、漁業経営の持続的安定化を目指す漁業。現在、琵琶湖ではセタシジミとニゴロブナを対象として取り組んでいる。
資源循環型養豚	エコフィードを通じた資源の有効利用や水田農業との連携による豚由来堆肥の利用による飼料用米の生産など、地域資源を相互利用した養豚経営。
市場出荷型園芸	広域（県域）でまとまって実需者や市場への出荷することにより、有利で安定した取引先を確保し、市場等に安定供給できる園芸のこと。
収穫前契約	農作物が収穫される前に作付面積・収穫量について、販売契約を行う契約方法。
就職就農者	農業を営む法人等に常雇いとして雇用された者。
集落営農	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。
集落営農型法人	農業法人となった集落営農組織。
集落営農組織	集落営農を行う組織。
受精卵移植技術	受精卵を雌牛の子宮内に移植し、妊娠させる技術。牛では、酪農家の副収入の増加と黒毛和種の増産を目的とした、乳用牛への黒毛和種受精卵の移植が一般的。
種苗放流	人が陸上施設等で生産した仔稚魚を天然の水域に放すこと。
少量土壌培地耕	滋賀県が独自で開発した、少量の土を使う養液栽培技術。水や肥料を循環利用して節約する環境にやさしい栽培技術。

用語	解説
飼養衛生管理水準	家畜の伝染病を防ぐために家畜伝染病予防法で定められた、家畜(牛・豚・鶏など)の飼養者が守るべき衛生管理の基準の遵守率がどのレベルにあるかを示したもの。
食育	生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
食と農の景勝地（仮称）制度	地域の食・食文化を中核として、「食」を育んでいる気候、風土、歴史等の観光資源と一体的に「景勝地」を形成することで、その「食」を訪ねること自体が観光目的としての高い価値を有する取組であって、これを推進する地域の協議体が存在するものを認定する制度。
食味ランキング	一般社団法人穀物検定協会において、炊飯した白飯を実際に試食して評価する食味官能試験に基づき、毎年全国規模の産地品種について評価されている米の食味のランキングで、「特A」、「A」、「A'」、「B」、「B'」の5段階の評価があり、「特A」が最高ランク。
食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたもの。情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。
飼料用米	家畜の飼料原料として生産される米（稲の子実）。
循環かんがい施設	琵琶湖への濁水の流出を防止するため、田んぼから排出された農業排水を、直接琵琶湖へ流すことなく、繰り返し用水として利用するための施設。
新規就業者	計画では、新規就農者と新規漁業就業者の総称として用いている。
新規就農者	次の3者をいう。 ①農家世帯員で、生活の主な状態が自営農業への従事となった者 ②新たに農業法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することとなった者 ③土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者
新規参入者	土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。
人工河川	アユ資源の維持培養を目的として、天然河川のアユ産卵場と同じように、砂利の大きさや流れの速さ等の産卵条件を整えて造ったアユを産卵させるための人工の河川。安曇川河口と姉川河口の2箇所に設置している。
【ス】	
水産有害生物	漁獲対象の魚介類を捕食し、その生息を脅かす生物。琵琶湖ではオオクチバス、ブルーギルおよびカワウ。
砂地造成	泥地の湖底に砂を敷き、砂地の湖底を造り出すこと。
【セ】	
生物多様性	あらゆる生物種の多さ、およびそれらによって成り立っている生態系 [※] の豊かさやバランスが保たれている状態、ならびに生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さを含めた幅広い考え方。 ※生態系：湖沼、河川、森林、都市等の一定の場所にすむ全生物とその環境
世界農業遺産	伝統的な農業・農法を核として、生物多様性、優れた景観等が一体となって保全・活用されている世界的に重要な農業システムを、国連食糧農業機関（FAO）が認定するもの。概ね2年に1回、認定が行われている。

用語	解説
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	多面的機能支払交付金制度の滋賀県における名称。現在、農村で生活する住民だけでなく、次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して名付けられた。交付要件に農業排水の流出防止等の環境に配慮した活動を加える等、制度上も、滋賀県独自の仕組みになっている。
精密農業	精密農業を「複雑で多様なばらつきのある農場に対し、事実を記録し、その記録に基づききめ細かなばらつき管理を行い、収量、品質の向上及び環境負荷低減を総合的に達成しようという農場管理手法である。
センシング技術	センサー（感知器）などを使用してさまざまな情報を計測・数値化する技術の総称である。温度や音量、明るさ、衝撃の強さといった要素を定量的データとして収集し、応用する技術全般が含まれる。センシング技術のうち、離れたところにある対象を、遠隔操作によって感知して計測する技術を特にリモートセンシングという。
戦略作物	経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金の助成対象となる、麦・大豆・飼料作物、加工用米、飼料用米等のこと。
【ソ】	
粗飼料	牛が必要とする飼料で、発酵させた貯蔵飼料であるサイレージや乾草、稲わらなど嵩のある繊維質飼料。
【タ】	
大豆300A技術	単収300kg/10aで1、2等のAクラス品質の生産を目標に開発された、地域の気象条件や土壌条件に応じた大豆の耕起・播種等の栽培技術。
多面的機能	国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。
【チ】	
地域農業戦略指針	水田農業を取り巻く状況が大きく変化する中で、持続性・発展性のある地域農業と活力ある農村集落への再構築を図ることを目的に、集落自らが、現状・課題を認識し、地域の実情に応じた農業・農村の目指す姿を描き、そこへ到達するために戦略的に活動ができる指針として、平成27年3月に滋賀県が策定したもの。
畜産クラスター	畜産農家をはじめ地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。クラスターはぶどうなどの房を意味する。
地産地消	地域で生産された食材をその地域で消費すること。生産された農産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけ、信頼関係を構築する取組。
中山間地域	平野の外縁部から山間地。
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、農業生産の維持により、耕作放棄地の発生防止や多面的機能を確保するため、5年以上継続して営農活動を行うことを約束する農業者や生産組織等に対して支払う交付金。
地理的表示保護制度（GI）	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付きがあり、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その名称を知的財産として国に登録し保護する制度。登録製品にはGIマークを付けることにより、他と差別化を図ったり、消費者が安心して購入できることにもつながる。
【テ】	
低炭素社会	温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

用語	解説
電気ショックボート	水中に電気を流して、外来魚を気絶させて捕獲することを目的とした船。
伝統野菜	原産地が滋賀県内で概ね明治以前の導入の歴史を有し、外観、形状、味等に特徴がある特産的な野菜でかつ、種子の保存が確実にされている野菜。
【ト】	
透視度	水の濁りの程度を表す指標で、数値が高いほど水が澄んでいることを表す。
土地改良区	農地の整備や農業水路の維持管理等を行うことを目的として、土地改良法に基づいて設立された農家の組織。住民と連携した地域づくりや地域農業の振興のための活動も行っている。愛称は「水土里ネット」。
【ナ】	
内湖	琵琶湖と水路で繋がっている琵琶湖の周囲にある小さな湖。元々は琵琶湖の一部だったが、風や波や川からの土砂の堆積などで琵琶湖から切り離されてできたもので、フナ類等の重要な産卵繁殖場所。
【ニ】	
担い手	地域農業を支え、中心となって農業を実践する人や組織。本プランにおいては認定農業者および集落営農組織を指す。
【ノ】	
農業環境情報システム	土壌情報・気象情報・地形情報などの農業環境情報を組み合わせて、作物生産を支援するシステムのこと。
農業法人	稲作を主体とする土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称。
農商工連携	農林漁業者と商工業者等が、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発や生産等を行ない、新たなビジネスを展開して行こうという取組。
農場H A C C P	HACCPの考え方を生産現場に応用したもの。
農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地の利用の効率化および高度化を促進するために、農地を借り受けて、担い手に貸付ける業務等を行う組織で、本県では、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理機構として指定されている。
農振農用地	農業振興地域 [※] のうち、今後農業用に活用する区域として市町の農業振興地域整備計画に定められた区域内にある農地等。 ※農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域として都道府県知事が定める地域。
【ハ】	
繁殖・肥育一貫経営	子牛を生産・育成する繁殖部門と、子牛を肥育して出荷する肥育部門を同一の経営体で連続して行うこと。肉用牛経営では、繁殖経営と肥育経営が分離されていることが多い。
H A C C P	原材料から最終製品までの安全な食品をつくるための衛生管理の方法。Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）の略。
播種前契約	農作物が作付される前に作付面積・収穫量について、販売契約を行う契約方法。
場づくり	本計画では、ほ場、農業水利施設などの生産基盤や琵琶湖における漁場や産卵繁殖場を保全するための取組を「場」づくりと定義した。
【ヒ】	
肥育素牛	肥育素牛とは、肥育(食肉とするために家畜を太らせること)を始める段階の6～12箇月齢の子牛のこと。

用語	解説
琵琶湖環境研究推進機構	複雑化・多様化している琵琶湖環境の課題に対して、県の行政部局と試験研究機関が一堂に会して、課題の把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案に至る琵琶湖と環境の保全スキームとして平成26年4月25日に設置された。
琵琶湖八珍	県立安土城考古博物館が中心となって、平成25年に選定された琵琶湖を代表する魚で、ニゴロブナ、ビワマス、コアユ、ハス、ホンモロコ、イサザ、ビワヨシノボリ、スジエビからなる。
【フ】	
普及事業	都道府県の農業技術職員が、農業技術・経営に関する支援を、直接農業者に接し行う事業。具体的には、農業生産性の向上や農作物品質向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営のための支援、農村生活の改善のための支援を行っている。
プライベートブランド	スーパーやコンビニエンスストアなどの小売業者が独自に企画・開発したブランド。
【ホ】	
本作	米の生産調整を目的として作付を行う「転作」に対する表現で、米の生産調整に左右されず農業者の経営判断に基づき作付が行われること。
【ミ】	
みずかがみ	2012年に滋賀県が育成した水稻品種。「滋賀66号」を母、「滋賀64号」を父として人工交配を行い育成した。暑さに強く品質が安定し、食味は「コシヒカリ」と同等以上の良食味の早生品種。
水ヨシ帯	湖辺にあるヨシ帯のうち、水に浸かっているヨシ帯で、フナ類の重要な産卵繁殖場所。
【ユ】	
誘客型園芸	地域特産物が育成され、都市からの来客で直売所等が賑わっており、また、観光農園等新たな農業経営が展開されている園芸のこと。
遊漁者	漁業者が生活のために営む漁業とは異なり、レクリエーションとして釣りなどにより魚や貝などを採捕する者のこと。
豊かな生きものを育む水田	かつての水田環境を取り戻し生物多様性を復元する取組を行う水田。
【ロ】	
6次産業化	1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業に係る事業の融合により雇用と所得を生み出すこと。

滋賀県農業・水産業基本計画

発行 平成 28 年(2016 年)3 月

滋賀県農政水産部農政課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL 077-528-3812 (直通)

FAX 077-528-4880

e-mail ga00@pref.shiga.lg.jp

